

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画



平成 30 年 8 月

県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり

鹿児島県 始良市

はじめに

私は、始良市の将来像として「安心して過ごせる始良市。災害に強い始良市。」を目指しており、防災は行政が担う最重要課題であると考えています。そのためには、まず、市民を守る防災拠点としての庁舎を整備することと、正確かつ迅速な情報提供の推進を図ることが必要です。

本市の主要な庁舎は、築後 50 年以上が経過しており、耐震性の不足や老朽化により、安全性や機能性が確保されているとは言えず、今後、大きな災害が発生した場合、救援、支援、復旧等の様々な活動に支障をきたすことが予想されます。

このようなことから、防災拠点としての機能を有する庁舎整備が急務であり、併せて、まちづくりの拠点としての機能も兼ね備えた新たな複合施設の整備を進める必要があります。

一方、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策及びインフラ整備等に多額の財政負担が見込まれることから、合併推進債だけではなく、活用可能な国の補助金や助成金を模索し、財政負担の軽減に努めてまいります。

今後も、「始良市のために。始良市民のために。」を念頭に置きながら、この基本構想・基本計画に示す方向性に沿って、3つの複合新庁舎建設に向け、市民の皆様と一丸となり取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、真摯にご審議いただきました始良市複合新庁舎建設検討委員会をはじめ、貴重なご意見やご提案を賜りました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 8 月

始良市長 湯元 敏浩

目 次

始良市複合新庁舎建設基本構想

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 基本構想・基本計画策定の経緯 | 1 |
| 1 基本構想・基本計画策定の経緯 | |
| 2 基本構想・基本計画の位置づけ | |
| 第2章 複合新庁舎建設の必要性 | 3 |
| 1 現庁舎の概要 | |
| (1) 現庁舎の位置と配置部署 | |
| (2) 庁舎の配置等の状況 | |
| 2 現庁舎の現状と課題 | |
| (1) 防災拠点機能 | |
| (2) 建物と設備の老朽化 | |
| (3) 行政組織・行政機能 | |
| (4) 多様化する行政ニーズへの対応 | |
| (5) バリアフリー | |
| 3 関連計画との整合性 | |
| 4 複合新庁舎建設の必要性 | |
| (1) 地域防災拠点として市民を守れる庁舎 | |
| (2) 市民ニーズに対応できる利用しやすい庁舎 | |
| (3) 誰もが利用しやすい、ひとにやさしい庁舎 | |
| (4) 将来を見据えた組織・機能の変化に対応できる庁舎 | |
| (5) 省エネ効率を高めた環境にやさしい庁舎 | |
| 第3章 事務所設置方式 | 21 |
| 1 事務所設置方式 | |
| 第4章 複合新庁舎の建設場所 | 22 |
| 1 複合新庁舎の位置及び建設場所 | |
| (1) 建設候補地選定の視点 | |
| (2) 建設候補地の抽出 | |
| 2 建設場所の選定 | |
| (1) 各建設候補地の概要と評価 | |
| (2) 建設場所の検討 | |

第5章 総合支所庁舎の建設…………… 29

1 総合支所庁舎の建設

- (1) 公共施設再配置基本計画における総合支所庁舎の建設
- (2) 総合支所庁舎に導入する機能の考え方
- (3) 総合支所庁舎の規模の想定
- (4) 総合支所庁舎の建設場所
- (5) 総合支所庁舎建設の事業スケジュール
- (6) 事業を進めるにあたっての市民参画

第6章 複合新庁舎建設の基本的な考え方…………… 32

1 複合新庁舎建設の基本的な考え方

- (1) 地域防災拠点としての施設
- (2) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた、ひとにやさしい施設
- (4) 環境にやさしく、経済的な施設
- (5) 市民サービスの向上を実現する施設
- (6) 機能性・効率性の高い施設

始良市複合新庁舎建設基本計画

第7章 複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針と機能…………… 34

1 複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針と機能

- (1) 基本方針と機能の整理方法
- (2) 基本方針と機能
- (3) 複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針と機能（一覧表）

第8章 複合新庁舎（本庁舎）の基本指標及び規模…………… 53

1 複合新庁舎（本庁舎）の基本指標

- (1) 行政機能部分の基本指標

2 複合新庁舎（本庁舎）の規模

- (1) 本庁舎の規模の想定
- (2) 駐車場の規模の想定

第9章 建築計画…………… 55

1 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

- (1) 各種動線計画、周辺道路整備の基本的な考え方
- (2) 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

- 2 部門構成（フロア構成）の基本的な考え方
 - (1) 共通事項
 - (2) 低層階
 - (3) 中・高層階
- 3 窓口・執務室計画
- 4 複合新庁舎（本庁舎）の建設費用及び財源等
 - (1) 建設費用
 - (2) 財源
 - (3) 事業手法
 - (4) 設計者選定手法
- 5 複合新庁舎（本庁舎）建設の事業スケジュール

第 10 章 複合新庁舎建設検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

- 1 検討体制
- 2 複合新庁舎建設検討委員会
- 3 複合新庁舎建設庁内検討委員会
 - (1) 複合新庁舎建設庁内検討委員会
 - (2) 複合新庁舎建設庁内検討委員会作業部会
 - (3) 職員ワーキンググループ
- 4 市民説明会
 - (1) 市民説明会の目的
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) 市の出席者
- 5 市民アンケート
 - (1) 調査の概要
 - (2) アンケートの質問と調査結果
- 6 パブリックコメント
 - (1) 実施期間
 - (2) 提出方法、提出人数及び意見の数

第1章 基本構想・基本計画策定の経緯

1 基本構想・基本計画策定の経緯

始良庁舎本館は昭和35年(1960年)、蒲生庁舎本館は昭和29年(1954年)、加治木庁舎南庁舎は昭和35年(1960年)、同北庁舎は昭和38年(1963年)に建設され、いずれの庁舎も建設後50年以上が経過しています。

これらの庁舎は、建物及び設備の老朽化やスペースの不足などから行政機能に支障をきたしている状況であり、また、現行の耐震基準により建設されていないことによる安全性などへの懸念があります。平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震にみられるように、災害時の市役所の役割の重要性から、庁舎は高い耐震性や安全性を確保した災害対策拠点としての機能を維持できる、災害に強い建物であることが求められています。

このことから、平成26年から新庁舎建設に関する庁内検討委員会などを設置し、庁舎のあり方について検討を進めてきました。

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画は、平成29年5月に庁内検討委員会でとりまとめた始良市複合新庁舎整備に関する基本構想(素案)を基に、市の財政状況を十分考慮しながら、地域防災拠点としての機能、まちづくりの拠点としての機能、多様化する市民ニーズに応えることができる機能なども兼ね備えた、人にも環境にもやさしい庁舎を整備するための指針となる基本的な事項を定めることを目的として策定しました。

2 基本構想・基本計画の位置づけ

基本構想は、複合新庁舎建設の検討経緯や建設にあたっての基本的な考え方、建設場所の選定など、基本的な事項を定めるために策定するものです。

基本計画は、基本構想で定めた基本的な考え方に基づき、基本方針や必要な機能、規模などを検討するとともに、複合新庁舎の建設にあたっての課題を解決するために必要な機能を整理するなど、基本設計に反映すべき事項の方針を示すために策定するものです。

なお、基本構想・基本計画において、施設及び周辺道路の整備並びに機能の導入に関し「検討する。」としているものについては、その整備や導入等に要する経費や計画の実現性がある程度明確になる基本設計の段階で、費用対効果や全体事業費を勘案し、優先順位等を考慮しながら検討を進めていきます。

基本構想・基本計画の位置づけと複合新庁舎完成までの事業の流れは下図のとおりです。

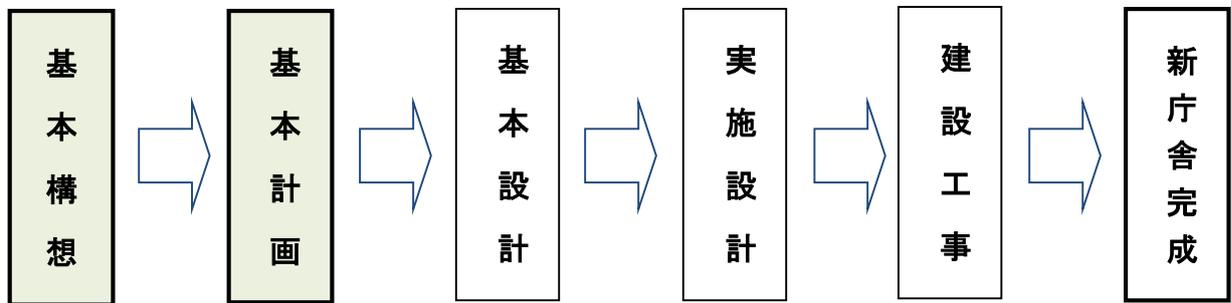


図 1-1 複合新庁舎建設事業の流れ

第2章 複合新庁舎建設の必要性

1 現庁舎の概要

(1) 現庁舎の位置と配置部署

現庁舎の位置及び各庁舎に配置している部署は下図のとおりです。

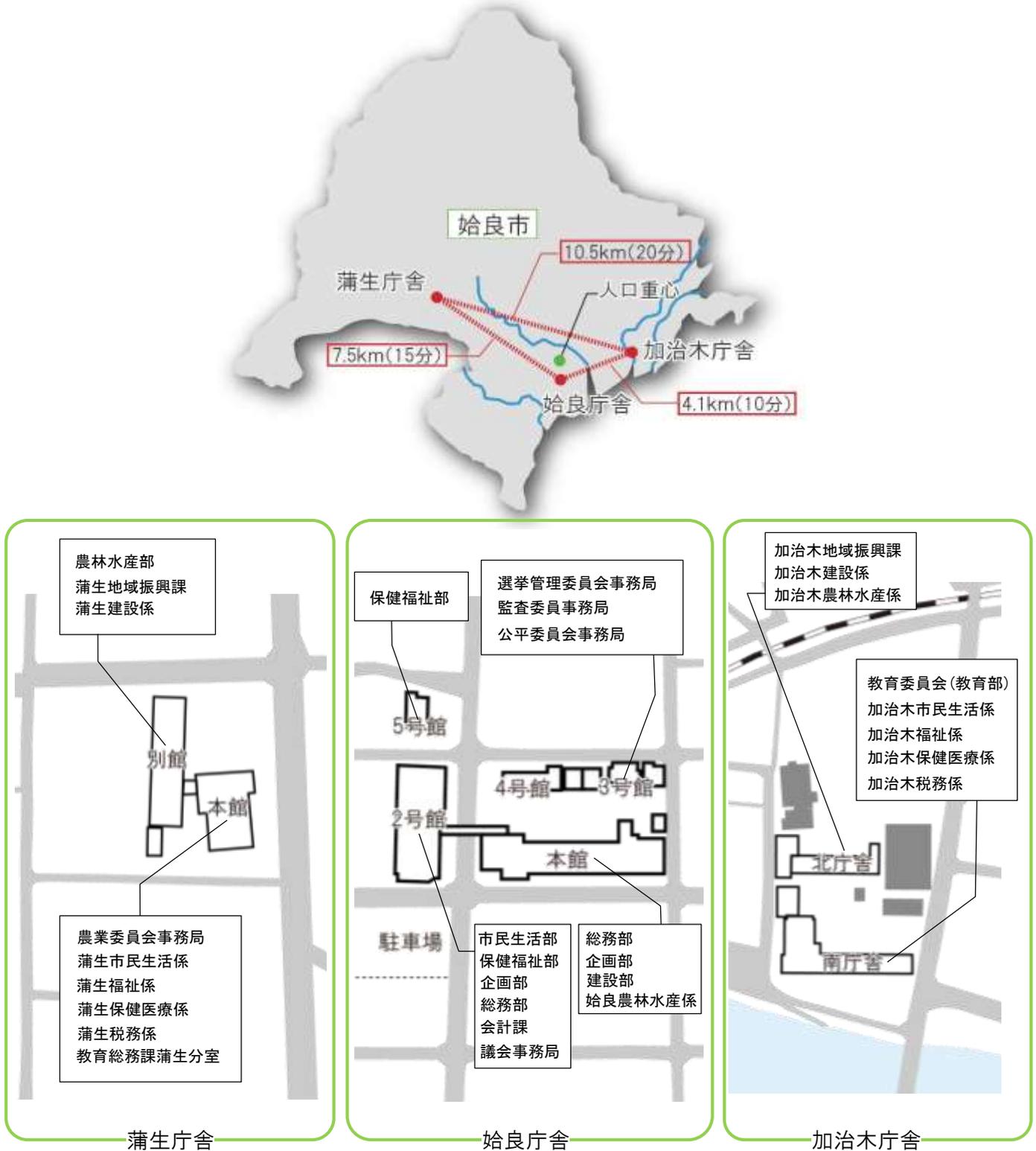


図 2-1 現庁舎の位置と配置部署

(2) 庁舎の配置等の状況

現在、職員が執務を行う各部は、主に次の3か所に分散して配置され、その概要は下表のとおりです。

一部分庁方式を採用しており、加治木庁舎には教育部、蒲生庁舎には農林水産部、農業委員会が配置され、両庁舎とも地域振興課を除いては各課の窓口が配置されています。

また、3庁舎の延床面積の合計は1万3,514.0㎡となっています。

表 2-1 主な庁舎の概要

(H29.4 現在)

| 庁舎の名称 | 建築年度 | 経過年数 | 構造 | 延床面積(m ²) | 部課配置 | 職員数 | 耐震基準 ² | |
|-------|------|-----------------|----|-----------------------------------|---------|---|-------------------|---|
| 始良庁舎 | 本館 | 1960 (昭和 35) | 57 | RC造 ¹ 2階建 (一部4階) | 2,367.8 | 建設部・始良農林水産係・総務部(総務課・秘書広報課・財政課・危機管理課・工事監査課・行政管理課)・企画部(企画政策課・商工観光課・地域政策課) | 125 | 旧 |
| | 2号館 | 1995 (平成 7) | 22 | SRC造 ¹ 3階建 | 3,164.2 | 市民生活部・保健福祉部・会計課・総務部(税務課・収納管理課)・企画部(情報政策課)・議会事務局 | 219 | 新 |
| | 3号館 | 1990 (平成 2) | 27 | S造 ¹ 2階建 | 194.4 | 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局 | 4 | 新 |
| | 5号館 | 2010 (平成 22) | 7 | S造 2階建 | 389.4 | 保健福祉部(社会福祉課・介護保険係・地域包括支援係) | 63 | 新 |
| 加治木庁舎 | 北庁舎 | 1963 (昭和 38) | 54 | RC造 3階建 | 1,485.0 | 加治木建設係・加治木農林水産係・加治木地域振興課 | 15 | 旧 |
| | 南庁舎 | 1960 (昭和 35) | 57 | RC造 3階建 | 1,900.0 | 加治木税務係・加治木市民生活係・加治木福祉係・加治木保健医療係・教育委員会(教育部) | 67 | 旧 |
| 蒲生庁舎 | 本館 | 1954 (昭和 29) | 63 | RC造 2階建 | 1,013.5 | 蒲生税務係・蒲生市民生活係・蒲生福祉係・蒲生保健医療係・教育総務課 蒲生分室・農業委員会事務局 | 27 | 旧 |
| | 別館 | 1985 (昭和 60) | 32 | RC造 3階建 | 1,380.0 | 農林水産部・蒲生建設係・蒲生地域振興課 | 48 | 新 |

¹RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨・鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

²耐震基準：建築基準法に規定される建築物の耐震性能に関する基準のこと。昭和56年(1981年)6月に改正され、改正以前に建築された建物は旧耐震基準、それ以降に建築された建物が新耐震基準。

2 現庁舎の現状と課題

現庁舎の現状と課題を機能別に整理します。



図 2-2 始良庁舎本館（昭和 35 年度築）



図 2-3 蒲生庁舎本館（昭和 29 年度築）



図 2-4 加治木庁舎南庁舎（昭和 35 年度築）

(1) 防災拠点機能

ア 現状 耐震性能の不足

既存図面や加治木庁舎の耐震診断書（平成 21 年）を基礎資料として現地調査を実施した結果、各庁舎について次の事項を確認しました。

- ① 始良庁舎本館、加治木庁舎北庁舎及び南庁舎、蒲生庁舎本館は、いずれも旧耐震基準による設計である。
- ② 平成 21 年 6 月に実施された加治木庁舎北庁舎及び南庁舎におけるコンクリート圧縮強度調査結果では、北庁舎 1 階は 13.5N/mm^2 、北庁舎 3 階は 13.3N/mm^2 、南庁舎 1 階は 14.7N/mm^2 であり、いずれも圧縮強度は低い値となっている。
- ③ 加治木庁舎北庁舎及び南庁舎における耐震診断結果は、いずれも 1 階長手方向（X 方向）の構造耐震指標（ I_s 値）が 0.6 未満であり、必要な耐震性能が確保されていない。
- ④ 加治木庁舎及び蒲生庁舎においては、渡り廊下と庁舎との必要間隔が狭い。
- ⑤ コンクリートの劣化等による外壁及びサッシ周辺の壁のひび割れが散見される。

以上を踏まえ、各庁舎の耐震性能について考察したところ、課題として以下の点が挙げられます。なお、建設当時の図面等の資料がないことから、耐震壁等の耐震要素の存在については想定範囲で分析することとします。

- ① 加治木庁舎の耐震診断時の調査結果においてコンクリート圧縮強度は低い値であったことから、同年代に建設された始良庁舎本館及び蒲生庁舎本館も、同様にコンクリート圧縮強度は低いものと推測される。
- ② 加治木庁舎の耐震診断結果により、耐震壁が存在しない長手方向（X方向）に対する耐震性能が確保されていないことが確認された。現地調査により、始良庁舎本館及び蒲生庁舎本館は耐震壁が少ないとみられ、長手方向（X方向）だけではなく短手方向（Y方向）共に耐震性能が確保されていないと推測される。
- ③ ①、②から加治木庁舎北庁舎及び同南庁舎の1階、始良庁舎本館、蒲生庁舎本館のそれぞれについて耐震性能確保のための耐震補強工事を実施した場合、耐震壁やブレースの増設が予想され、各フロアが複数の耐震要素により分断されるなど、庁舎に求められる窓ロスペースや執務空間の確保に支障が出る可能性がある。
また、耐震補強工事のみを実施しても、建物の耐用年数が飛躍的に延長されることはなく、現庁舎の経過年数を考慮すると費用対効果が低いものと考えられる。
- ④ 加治木庁舎及び蒲生庁舎は、建物と渡り廊下の必要間隔が狭いことから、大地震時において建物相互の接触（衝突）による想定外の損傷が生じる恐れがある。
- ⑤ 始良庁舎本館は昭和55年に増改築されており、旧耐震基準において設計されたものとするれば、地震時に杭基礎に働く水平力に対する検討が行われていないと推測され、大地震時の耐震安全性が懸念される。



図 2-5 壁のひび割れ(加治木庁舎)



図 2-6 壁のひび割れと鉄筋の露出
(加治木庁舎)



図 2-7 鉄筋の露出(始良庁舎)

図 2-8 必要間隔(クリアランス)の不足
(蒲生庁舎)

イ 課題

- 主要な庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準で建設されており、補強も行っていないことから新耐震基準を満たしていません。
- 災害発生時に災害対策本部としての機能や防災拠点としての機能を果たすことができません。
- 大規模災害時に、業務を継続させる又は早急に業務を復旧させるべく策定した、業務継続計画（BCP）³では県地震等災害被害予測調査結果に基づき、本庁舎等の被害状況は庁舎機能の一部が制限されるものと想定していますが、庁舎が被災した場合の代替庁舎、通信手段の確保、食料等の備蓄、ライフラインの確保など多くの課題があります。
- 行政組織及び行政機能が一部分散しているため、各事務所での災害応急対策活動となり、災害対策本部会議での決定事項が迅速に伝わらず、当該活動に支障が生じる可能性があります。

³業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等についてあらかじめ定め、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

(2) 建物と設備の老朽化

ア 現状

(ア) 防水・外装の劣化

屋上防水層の劣化や外装仕上げ材の剥離、外壁に生じたひび割れなどを原因として、壁や天井からの雨漏りが発生しています。予防保全としての大規模修繕には多額の費用がかかることから、雨漏り等が発生する度に事後修繕しているのが現状です。



図 2-9 外壁のひび割れによる漏水痕
(始良庁舎)



図 2-10 外装仕上げ材の剥離(蒲生庁舎)



図 2-11 防水層の劣化と躯体のひび割れによる漏水痕(加治木庁舎)



図 2-12 屋上防水層の劣化(加治木庁舎)

中間階の天井にも雨漏りの跡がみられます。外壁から浸入した雨水が天井内の配管等を伝って漏水しているものと考えられ、天井仕上げ材や配管等の劣化にもつながります。



図 2-13 天井漏水跡(加治木庁舎)



図 2-14 天井漏水跡(加治木庁舎)



図 2-15 天井漏水跡（始良庁舎）



図 2-16 天井漏水跡（蒲生庁舎）

(イ) 設備配管スペースの不足

設備機器の更新及び改修に必要な設備配管等のスペースが不足しています。これにより、配管等が屋外に露出しており設備等の劣化を早める原因となります。また、配管等が屋外を迂回することで配管距離が長くなり、更新及び修繕にかかる経費の増加が見込まれるほか、エネルギー効率性にも欠けていると考えられます。



図 2-17 外壁に露出した配管（始良庁舎）



図 2-18 外壁に露出した配管（始良庁舎）



図 2-19 外壁に露出した配管（加治木庁舎）



図 2-20 外壁に露出した配管（蒲生庁舎）

(ウ) 給排水配管等の老朽化

給排水配管等は、建物の躯体に埋設されている部分が多く、設備の更新や修繕にかかる経費の増加が見込まれます。埋設配管の劣化に伴う漏水が生じた場合、原因となる漏水箇所の特特定が困難であり、その修繕工事も大掛かりなものとなります。始良庁舎本館や加治木庁舎では、手洗い場が建物と一体的に造られており、給排水配管等は築年数と同等の年数が経過していると考えられ、耐用年限を超過しています。



図 2-21 手洗い場（始良庁舎）



図 2-22 流し台（蒲生庁舎）



図 2-23 手洗い場（加治木庁舎）



図 2-24 手洗い場（加治木庁舎）

(E) トイレの機能不足

現庁舎に設置されている衛生器具の大半が旧型のものであり、最新の器具と比較して節水性能の観点などから環境負荷の大きなものとなっています。また、手すりや洋式便器、幼児が使用できる小便器、オストメイト対応便器等の設置箇所が少なく、ユニバーサルデザインによるトイレになっていません。



図 2-25 旧型の衛生器具（始良庁舎）



図 2-26 旧型の衛生器具（蒲生庁舎）



図 2-27 旧型の衛生器具（加治木庁舎）



図 2-28 車椅子対応トイレ（加治木庁舎）

イ 課題

- 主要な庁舎はいずれも昭和 30 年代に建設され約 50 年が経過しており、建物によってはコンクリートや屋上防水の劣化による雨漏りが発生している状況があり、補修にかかる経費の増加が見込まれ、耐震改修も含めた大規模修繕が必要となります。
- 付帯設備についても耐用年限の超過による更新の必要性が生じています。
- 建物及び付帯設備が老朽化し経済効率性に欠けています。また、省エネルギーの性能も低く、環境負荷も大きい状態となっています。

(3) 行政組織・行政機能

ア 現状 業務の効率化及び利便性の向上の限界

- (ア) 合併時、合併による行政サービスの低下を防ぐため、「一部分庁方式」を採用しました。
- (イ) 事務所が分散しているため、用件が各部にまたがるような場合、事務所間を移動しなければならず、市民にも負担が伴い、市民サービスや利便性の低下を招いています。
- (ウ) 多種多様化する市民ニーズに対して迅速な対応が求められている中、行政組織の事務所が部単位で分散しているため、各部間の連携又は協議に時間を要し、連絡調整がスムーズに行えないなどの現状にあります。
- (エ) 第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を今後更に推し進め、併せて市民の利便性を高め、事務の効率性の向上を図るためには、これまで進めてきた組織機構改革だけでなく行政組織と行政機能を集約し、更なる行政改革を進める必要があります。

イ 課題

- これまで、始良市行政改革大綱に基づき、事務の効率化や人員の集約による組織の見直し、定員削減等の行政改革を行ってきましたが、行政組織や行政機能を分散させたままでは、これ以上の行政改革の推進は困難であるため、業務の効率化及び利便性の向上並びに経費削減等が見込めない状況となっています。

(4) 多様化する行政ニーズへの対応

ア 現状

(ア) 執務スペースの不足

始良庁舎では、窓口手続き等において来庁者の移動負担を軽減する目的で2号館に市民サービス窓口を集中して配置しているため、執務スペースが狭隘となり、業務効率の低下を招いています。また、廊下や階段は、コピー機器や文書、物品等が溢れているばかりでなく、リサイクルボックス等の置き場にもなっており、市民サービスの場としての景観的配慮にも欠けている状況にあります。さらに、執務スペースの不足を別棟増築により解消し、複数の建物に事務所を分散させたことも、市民サービスや業務効率の低下の一因となっています。



図 2-29 狭隘が問題となっている執務室
(始良庁舎)



図 2-30 廊下に置かれたコピー機
(加治木庁舎)



図 2-31 プライバシーの確保に問題がある
相談スペース (始良庁舎)



図 2-32 別棟配置の始良庁舎 (始良庁舎)

(イ) 書庫や倉庫の不足

書庫や倉庫が不足しており、パンフレットやイベント用品、印刷用紙等の事務用品や書棚等が廊下や階段の一部に置かれており、セキュリティに問題があります。

また、職員用更衣室がなく、ロッカーを廊下に並べている状況が多くみられ、安全な避難経路の確保においても問題があります。



図 2-33 階段に置かれた事務用品等
(始良庁舎)



図 2-34 階段に置かれた書棚等 (加治木庁舎)



図 2-35 廊下に並べられたロッカー
(始良庁舎)



図 2-36 廊下に並べられたロッカー
(加治木庁舎)

(ウ) 庁舎の空きスペース

機構改革等の結果、加治木庁舎と蒲生庁舎では空きスペースが生じています。これらの空きスペースの利活用については、建物の耐震性能の不足による安全性の問題や、セキュリティに問題があること、バリアフリー構造となっていないことなどを理由に、一般開放（貸出）ができない状況となっています。



図 2-37 空きスペースがある3階フロア
(加治木庁舎)



図 2-38 空きスペースがある3階フロア
(蒲生庁舎)

イ 課題

- 来庁者の窓口及び待合スペース、個別相談スペースや会議室が十分に確保できず、プライバシーの確保等に問題があります。
- 行政ニーズの多様化や事務量の増加等により執務スペースが不足し、通路などの狭隘が業務効率の低下を招いています。
- 書庫や倉庫が不足し、廊下や階段の一部に物品等が溢れており、市民サービスや業務効率の低下などの一因になっています。
- 機構改革等の結果、加治木・蒲生両総合支所庁舎では多くの空きスペースが生じていますが、構造上の問題等により利活用ができていません。

(5) バリアフリー

ア 現状

既存庁舎のバリアフリー化については、改修により対応してきましたが、大規模な改修を行わない限り、これ以上のバリアフリー化は困難な状況となっています。

現地調査により、鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成11年鹿児島県条例第11号）の整備目標等に関する適合度を確認したところ、次の結果となりました。

表2-2 既存建物の福祉のまちづくり条例適合チェックリスト

| | 始良庁舎 | | 加治木庁舎 | | 蒲生庁舎 | |
|-------------|------|-----|-------|-----|------|----|
| | 本館 | 2号館 | 北庁舎 | 南庁舎 | 本館 | 別館 |
| スロープ(敷地内通路) | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エレベーター | × | ○ | × | × | × | × |
| 多目的トイレ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ |
| オストメイト対応トイレ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 授乳室 | × | ○ | × | ○ | △ | × |
| 点字ブロック | △ | △ | ○ | ○ | △ | △ |
| 車いす用駐車場 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 出入口幅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 廊下幅 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ |
| 階段 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |

○：対応あり △：対応はあるが不十分 ×：対応なし

イ 課題

- 現庁舎の建設時には、障がいのある人や高齢者などに配慮した構造ではなかったため、改修によるバリアフリー対応だけでは十分とは言えない状況であり、会議等の開催場所が限られるほか、開催場所によっては来庁者に不便な状況が生じています。
- 現在の議場については、ユニバーサルデザインに十分に配慮した構造となっていない部分があり、誰もが気軽に傍聴できる状況とはなっていません。

3 関連計画との整合性

庁舎の整備にあたっては、以下の計画との整合性を図りながら、今後、幅広く検討していく必要があります。

- (1) 始良市総合計画
- (2) 始良市都市計画マスタープラン
- (3) 始良市行政改革大綱
- (4) 始良市定員適正化計画
- (5) 始良市組織機構再編計画
- (6) 始良市公共施設等総合管理計画（始良市公共施設再配置基本計画）
- (7) 始良市地域防災計画
- (8) 始良市総合戦略
- (9) 始良市人口ビジョン
- (10) 始良市立地適正化計画⁴
- (11) 始良市地域公共交通網形成計画

- 始良市立地適正化計画は、平成 29 年度から 2 か年かけて策定します。その過程で示されるまちづくりに関する方向性に配慮し、整合をとる必要があります。
- 庁舎の整備に関しては、利用率の向上、ライフサイクルコスト⁵の削減及び共用部分の削減によるコスト削減などを考慮した公共施設再配置基本計画に基づき、単に庁舎としての機能だけでなく、広く市民に開かれた「公共施設」としての側面を重視した施設として位置づけ、利用率・稼働率の向上や将来の需要を見据えた機能やレイアウトを検討する必要があります。

⁴始良市立地適正化計画（策定期間 H29～H30 年度）：都市計画マスタープランの高度化版であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、都市計画と公共交通の一体性によりコンパクトなまちづくりを実現するための施策。

⁵ライフサイクルコスト：製品や構造物を取得、使用するために必要な費用の総額のこと。建物においては、その企画、設計、施工から維持管理、修繕、解体、廃棄に至るまでの建物の生涯（ライフサイクル）に必要な経費の総額のこと。

4 複合新庁舎建設の必要性

現庁舎が抱える様々な課題を解決するために、次に挙げる点を重視しながら複合新庁舎建設の必要性について検証しました。

(1) 地域防災拠点として市民を守る庁舎

ア 庁舎は、地震等の災害が発生した場合、災害対策本部としての機能を果たす必要があります。

イ 耐震性能に課題がある庁舎では、地域防災拠点としての機能を果たさないばかりでなく、来庁者の安全確保も困難となります。十分な耐震性能を有し、市民を守る庁舎が必要です。



図 2-39 耐震性能の高い免震構造庁舎のイメージ



図 2-40 免震装置のイメージ

(2) 市民ニーズに対応できる利用しやすい庁舎

ア 市民が複数の庁舎や窓口に行かなければならない状況では、市民にとって利用しやすい庁舎とは言えません。市民の利便性を第一に考え、複数の庁舎や窓口に行く必要がなく、ほとんどひとつの場所で市民サービスを受けられるワンフロア化や、用件が複数の課にまたがる場合でも、移動の負担が少なく済むワンストップサービス⁶などの機能を備えた、市民が利用しやすい庁舎が必要です。

イ 市民活動やボランティア活動、高齢者の相談・談話、健康増進、子育て支援をはじめとする様々な市民ニーズに応えることができる、市民利用スペースのある庁舎が必要です。

【市民ニーズの例】

- ・ひとつの窓口で全ての用件を済ませることができること。
- ・アクセスしやすい施設であること。(道路との関係等、安全面を含む)
- ・駐車場や駐輪場にゆとりがあること。
- ・コンパクトで機能的な(市民が利用しやすい)施設であること。

ウ 市民に親しまれ、それぞれの地域のまちづくりの拠点となる庁舎が必要です。

⁶ワンストップサービス：ひとつの窓口で複数の課の手続を行うことができる窓口サービスのこと。「総合窓口」と同義で用いられる。

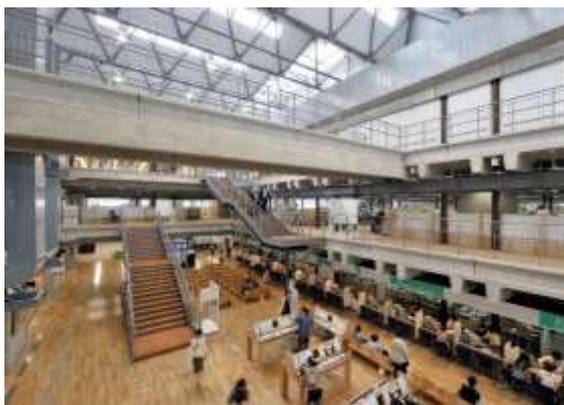


図 2-41 1か所にまとまった窓口のイメージ



図 2-42 市民利用スペースのある庁舎のイメージ

(3) 誰もが利用しやすい、ひとにやさしい庁舎

ア 全ての人が安全かつ円滑に利用できるような庁舎が必要です。

イ 障がいのある人に対応したエレベーターの設置や、幅に余裕のある段差のない通路、車椅子使用者や幼児・オストメイトを考慮したトイレの設置など、公共施設として子どもから高齢者、障がいのある人、妊産婦など全ての人が利用しやすい庁舎が必要です。



図 2-43 様々なニーズに対応できる多機能トイレのイメージ



図 2-44 庁舎内に設けられた授乳室のイメージ

(4) 将来を見据えた組織・機能の変化に対応できる庁舎

少子高齢化や人口減少、高度情報化社会の進展などの社会的ニーズの変化により、庁舎に求められる機能が変わっていくなかで、行政組織や行政機能も柔軟に対応していく必要があります。このような変化に対して、適切な規模を有し、大きな増改築を必要とせず、柔軟に対応することができる庁舎が必要です。



図 2-45 柱がなく様々なレイアウトに対応できる執務室のイメージ



図 2-46 自由なレイアウトが実現できる執務室のイメージ

(5) 省エネ効率を高めた環境にやさしい庁舎

ア 地球温暖化対策の意識が高まるなか、国土交通省は、官庁施設の環境保全性基準に基づき、「環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）」の整備を推進しています。

イ 地球環境への配慮は、自治体としても率先して取り組むべき事項であり、自然採光や自然換気、太陽光発電などの自然エネルギーを利用するなど、省エネルギー・省資源の環境に配慮した庁舎が必要です。このような取組みにより、環境負荷の低減ばかりではなく、庁舎の維持管理費を低減し財政的な負担を抑えることにもつながります。



図 2-47 屋上を緑化した庁舎のイメージ



図 2-48 太陽光発電装置を設けた庁舎のイメージ



図 2-49 自然採光・自然換気を取り入れた庁舎のイメージ

以上、検証の結果から複合新庁舎建設の必要性について次の事項を確認しました。

- 平成28年4月に発生した熊本地震を受け、新耐震基準を満たしていない庁舎が多く、また、行政組織及び行政機能が分散したままでは、災害発生時に災害対策本部及び防災拠点としての機能を果たすことができない状況であることから、緊急性の高さを鑑みて、庁舎建設、特に本庁舎の建設を先行させる必要がある。
- 始良市立地適正化計画で示されるまちづくりの方向性と整合をとりながら、同時に公共施設再配置基本計画により示された公共施設のあり方を踏まえて、複合新庁舎として建設する必要がある。
- 多極ネットワーク型コンパクトシティ⁷を目指すためにも、本庁及び総合支所がその中心となるよう、行政機能だけでなく様々な機能を備えた施設として整備する必要がある。

⁷多極ネットワーク型コンパクトシティ：まちづくりの施策のひとつ。①医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地している。②公共交通により医療・福祉施設や商業施設に容易にアクセスできる。③日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する。これらの3つのポイントが整った状態をいう。

第3章 事務所設置方式

1 事務所設置方式

様々な行政課題や新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理（一部分庁方式から本庁方式への移行）し、質の高い市民サービスの提供に向け、総合支所においては、窓口機能、地域振興機能等を更に充実します。

本庁方式、一部分庁方式の概要は下表のとおりです。

表3-1 事務所設置方式の概要

| | 本庁方式 | 一部分庁方式 |
|--------|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 組織機構を1か所に集約する方式 その他の庁舎は、窓口等を有する支所とする。 本庁に業務を集中する。 | <p>庁舎を分庁として各行政部門を振り分け、業務を分散する。 （合併時、本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置）</p> |
| 始良市の場合 | <p style="text-align: center;">本庁 総務部、企画部、市民生活部、 保健福祉部、建設部、議会事務局、 教育委員会(教育部)、 農林水産部、農業委員会</p> <p style="text-align: center;">総合支所 窓口 地域振興</p> <p style="text-align: center;">総合支所 窓口 地域振興</p> | <p style="text-align: center;">本庁（総合支所） 総務部、企画部、市民生活部、 保健福祉部、建設部、議会事務局</p> <p style="text-align: center;">総合支所 窓口 地域振興 教育委員会 (教育部)</p> <p style="text-align: center;">総合支所 窓口 地域振興 農林水産部 農業委員会</p> |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 申請手続き等が1か所で完結し、時間短縮が図られる。 業務が集約され、事務効率が向上する。 庁舎間の移動がなくなり、意思決定等に要する時間が短くなる。 本庁に職員が集約されるので、総合支所の職員が少なくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に情報収集・伝達や指示に手間取り初動体制が遅れる恐れがある。 申請手続きが複数の庁舎にまたがる可能性がある。 庁舎間の移動により、会議、決裁等の時間がかかる。 総合支所にも部が設置されるので、多くの職員が配置される。 |

第4章 複合新庁舎の建設場所

1 複合新庁舎の位置及び建設場所

(1) 建設候補地選定の視点

下図は、始良市の人口分布です。

現庁舎の位置と人口分布から始良庁舎、加治木庁舎、蒲生庁舎周辺に人口が集中していることがわかります。

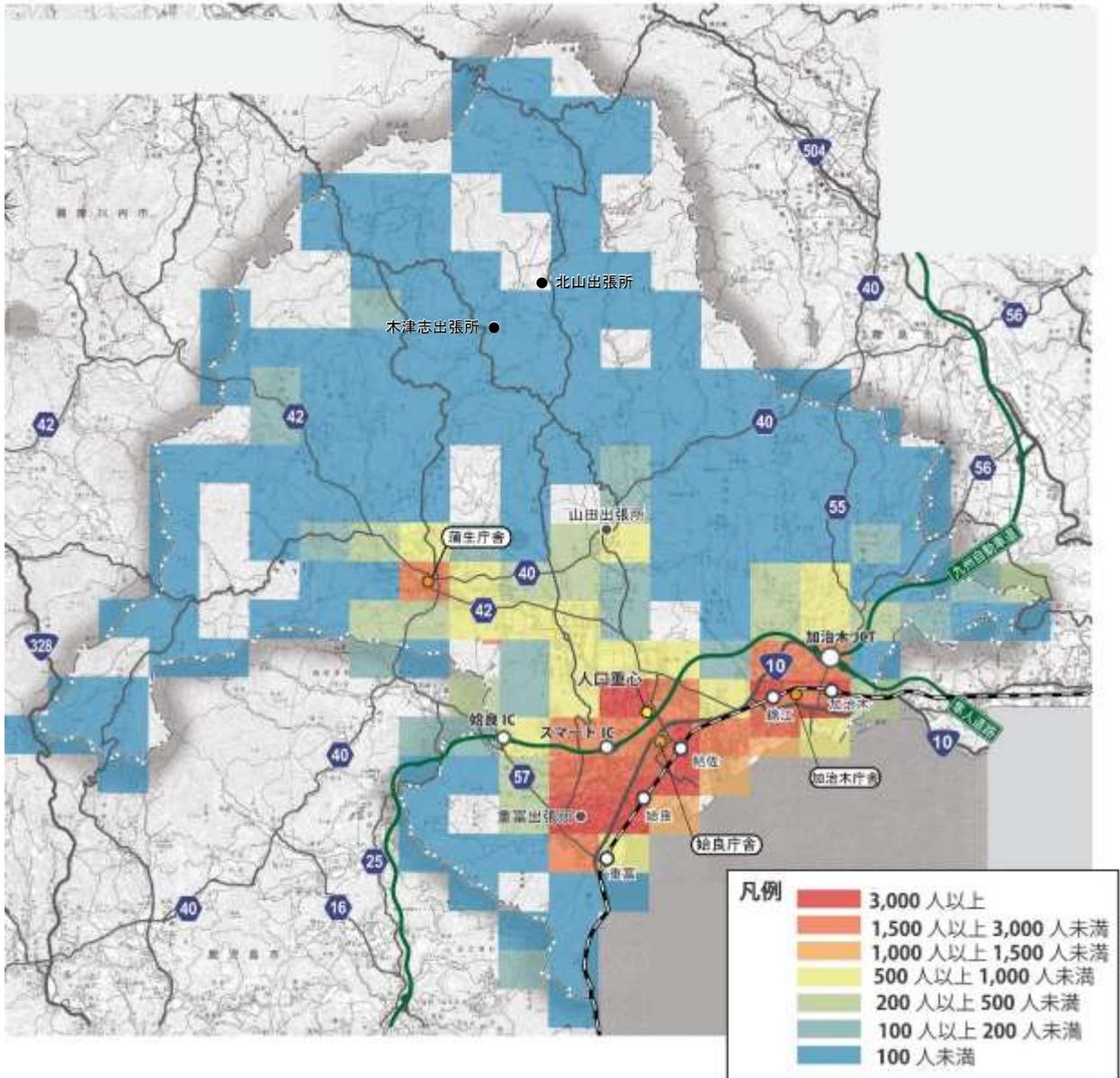


図 4-1 始良市の人口分布

始良市地域公共交通網形成計画 7 ページを引用

人口総数 (H22) 国土数値情報を基にした 1 km² あたりの人口分布

これからのまちづくりの方針である多極ネットワーク型コンパクトシティでは、始良庁舎をはじめとする各庁舎が地域の拠点となり、さらに校区コミュニティ協議会に代表される地域拠点、中山間集落の拠点を公共交通などのネットワーク網により結ぶことで、超高齢社会・人口減少社会を迎えても、なお元気なまちづくりを目指しています。

本市の多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージは下図のとおりです。

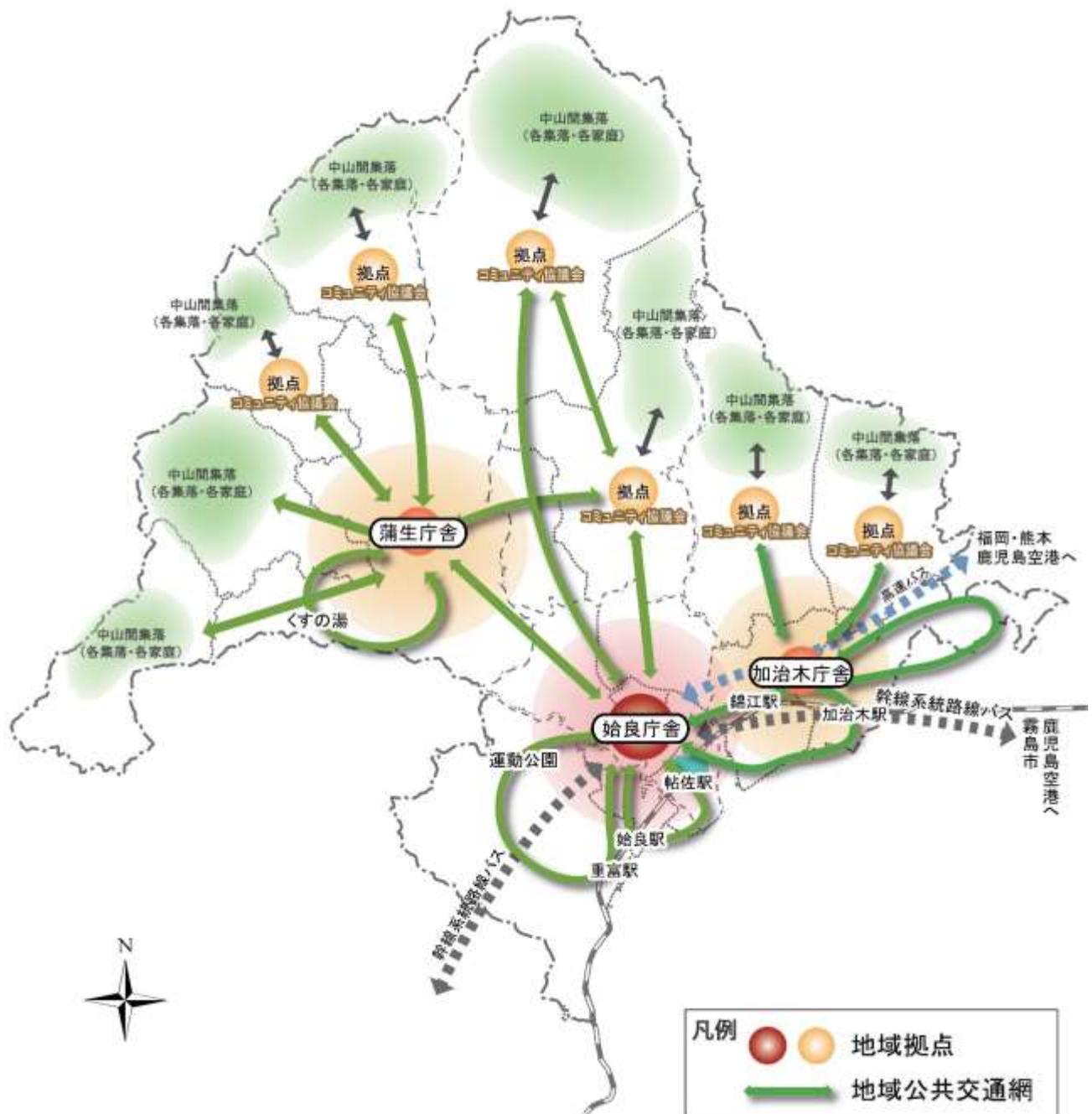


図 4-2 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ
 始良市地域公共交通網形成計画 113 ページ「始良市地域公共交通網構想」を引用

(2) 建設候補地の抽出

本庁舎の建設候補地を選定するに当たっては、まず、市民の利便性の視点から、人口重心に近く、交通の利便性が高い地域としました。また、コスト面から、土地取得費用が発生しないよう、できる限り新たな土地は求めないこととし、さらに、市が所有する土地の中で一定以上の面積が確保できる土地を抽出したところ、次の3か所が建設候補地となりました。

- ① 本庁舎敷地
- ② 始良公民館広場
- ③ 中央図書館駐車場

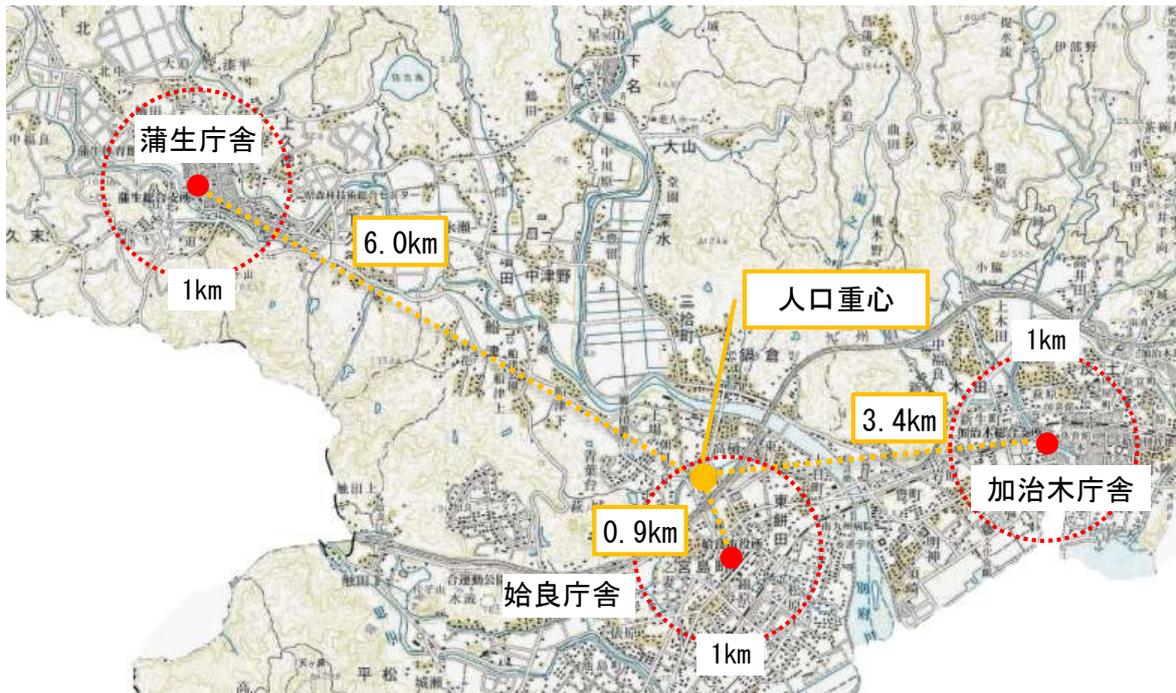


図 4-3 人口重心からの距離



図 4-4 3か所の建設候補地

2 建設場所の選定

(1) 各建設候補地の概要と評価

本庁舎敷地の概要と評価は次のとおりです。

| 1 本庁舎敷地 | | 所在地 宮島町25番地ほか | |
|--|------------|---------------|----------------|
| | | | |
| 敷地面積 | 6,860㎡ | 接面道路 | |
| 用途地域等 | 商業地域 | 東 | なし |
| 人口重心からの直線距離 | 0.9km | 西 | 市道 宮島本線 12.0m |
| 最寄駅・距離 | 帖佐駅・約0.5km | 南 | 市道 役場前通り線 8.0m |
| 現在の状況 | 庁舎・駐車場 | 北 | 市道 役場北通り線 6.0m |
| 候補地の評価 | | | |
| 利便性 | ○ | 災害時の安全性 | ○ |
| 経済性・効率性 | ○ | 他の行政計画での位置づけ | ○ |
| 災害時の連携 | ○ | 各種制限 | ○ |
| 評価点及び検討課題 | | | 総合評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎(2号館・5号館)及び来庁者用駐車場の有効活用が可能である。 工事期間中の本館機能等に関する建築計画について検討を要する。 周辺住宅に配慮した建築計画について検討を要する。 | | | ○ |

始良公民館広場の概要と評価は次のとおりです。

| 2 始良公民館広場 | | 所在地 東餅田492番地1ほか | |
|---|------------|-----------------|----------------|
| | | | |
| 敷地面積 | 8,000㎡ | 接面道路 | |
| 用途地域等 | 第二種住居地域 | 東 | 市道 菅原～東線 12.0m |
| 人口重心からの直線距離 | 0.7km | 西 | なし |
| 最寄駅・距離 | 帖佐駅・約0.5km | 南 | なし |
| 現在の状況 | グラウンド | 北 | 国道 国道10号 25.0m |
| 候補地の評価 | | | |
| 利便性 | △ | 災害時の安全性 | △ |
| 経済性・効率性 | △ | 他の行政計画での位置づけ | ○ |
| 災害時の連携 | ○ | 各種制限 | △ |
| 評価点及び検討課題 | | | 総合評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・始良公民館との連携が見込まれる。 ・敷地及び敷地周辺地盤の液状化が懸念される。 ・アクセス道路が東側の市道しか存在せず、周辺交通への影響が懸念される。 ・スポーツ等の広場利用者や公民館利用者駐車場の代替地が求められる。 ・敷地北側が埋蔵文化財包蔵地であり、建設計画が制限される場合がある。 | | | △ |

中央図書館駐車場の概要と評価は次のとおりです。

| 3 中央図書館駐車場 | | 所在地 西餅田494番地ほか | |
|---|------------|----------------|----------------|
| | | | |
| 敷地面積 | 4,460㎡ | 接面道路 | |
| 用途地域等 | 第二種住居地域ほか | 東 | 市道 宮島本線 12.0m |
| 人口重心からの直線距離 | 0.9km | 西 | なし |
| 最寄駅・距離 | 帖佐駅・約0.6km | 南 | なし |
| 現在の状況 | 図書館駐車場 | 北 | 国道 国道10号 25.0m |
| 候補地の評価 | | | |
| 利便性 | ○ | 災害時の安全性 | ○ |
| 経済性・効率性 | × | 他の行政計画での位置づけ | △ |
| 災害時の連携 | ○ | 各種制限 | △ |
| 評価点及び検討課題 | | | 総合評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館との連携が見込まれる。 ・敷地が狭く、想定必要面積12,000㎡の新庁舎を建設するためには、周囲の土地を購入する必要がある。 ・図書館利用者駐車場の代替地が求められる。 ・周辺住宅に配慮した建築計画について検討を要する。 | | | △ |

(2) 建設場所の検討

本庁舎の建設場所について、3つの建設候補地に関して次のとおり検討しました。

ア 利便性等についての検討

本庁舎は市の顔（シンボル）となる施設であるとともに、地域経済へ貢献できること、新たな発展の可能性があること、市民が利用しやすい位置であることが重要です。交通アクセスなど利便性の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」と「③ 中央図書館駐車場」は同じような条件にあります。

イ 各種法令による制限内容等の検討

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定される用途地域は、「① 本庁舎敷地」は商業地域、「② 始良公民館広場」は第二種住居地域、「③ 中央図書館駐車場」は第二種住居地域、準住居地域です。これらを、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される用途規制、高さ制限等を考慮し、庁舎の多機能化及び複合化の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」、「③ 中央図書館駐車場」、「② 始良公民館広場」の順に、設計の自由度が高いといえます。

ウ 財政面からの検討

合併推進債に関しては、「① 本庁舎敷地」での建替えの場合のみ、建物の建設費用だけでなく、既存建物の解体費用も対象となります。また、「① 本庁舎敷地」については、新耐震基準を満たしている2号館と5号館を活用する場合、連携がしやすく、当該建物の利活用を広く検討でき、建設コストの削減につながる可能性があります。

以上のことから、「① 本庁舎敷地」が他の候補地よりも優れている点が多く、「① 本庁舎敷地」が最適地であると判断しました。

第5章 総合支所庁舎の建設

1 総合支所庁舎の建設

(1) 公共施設再配置基本計画における総合支所庁舎の建設

公共施設再配置基本計画ではモデル事業として、両総合支所庁舎を地域の拠点施設として整備するとしています。モデル事業を推進する上での基本的な考え方は、以下のように定めています。

| |
|--|
| 基本的な考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 複合化した施設は、一体的に運営し、多様な市民活動を誘発できる施設とします。その施設では、市民の多様な社会教育活動、芸術・文化活動、キャリア形成等が可能な交流空間の提供、サービスの提供を行います。 ○ 地域の拠点として、周辺のまちづくりと連携した地域の価値を高めるエリアづくりに寄与する施設とします。 ○ 地震・水害などの災害発生時に地域の防災施設として十分な機能を発揮する施設とします。 ○ 時代の変化に伴う市民ニーズに柔軟に対応できるようにスケルトン・インフィル方式⁸を施設の基本仕様とします。 |
| 内包される機能 |
| 庁舎機能・公民館機能・図書館機能・調理室機能 など |

始良市公共施設等総合管理計画（始良市公共施設再配置基本計画）平成29年3月策定

第7章 再配置モデル事業（37～39ページ）を引用

(2) 総合支所庁舎に導入する機能の考え方

まちづくりの拠点及び地域防災拠点として周辺の公共施設を複合した、地域の人々が気軽に集まり、人と人がふれ合い、自立的活動を誘発するような施設とするために、地域の方々の意見を聞きながら、次のような考え方をもとに検討を進めます。

ア 総合支所に必要となる行政機能等

(ア) 行政窓口機能（地域の市民サービス提供拠点）

来庁者の利便性を高めるために、証明発行等の市民生活部門だけでなく、保健・福祉部門も含めてワンフロア化し、その地域に住む「ひと」重視の行政窓口となるよう、ワンストップサービスや経験豊富な職員による相談・案内役の配置など、窓口体制の充実を検討します。また、相談機能、地域振興機能及び防災機能の更なる充実を検討します。

⁸スケルトン・インフィル方式：スケルトン（構造躯体）とインフィル（内装、設備）を明確に分離する方式。構造躯体は、長期にわたり利用できる耐用年数を重視し、内装や設備は、使用目的や将来の変化に対応できる可変性を重視することで、建物を長期にわたり最適な状態で使用する考え方に基づいている。

(イ) 防災機能（安全・安心な建物と機能を有する地域防災の拠点）

災害発生時に地域の災害応急対策活動及び一時避難場所となる防災拠点としての整備を検討します。また、災害発生時のために防災資機材や食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を検討します。

イ 始良市立地適正化計画（地域の拠点エリアに必要となる機能）

地域ごとに居住誘導区域や都市機能誘導区域（地域の拠点エリア）の設定を検討し、さらに、地域の拠点エリアに必要とされる機能や施設等について、市民アンケート及び市民ワークショップ並びに専門的な分析により把握します。

ウ 今後の取組み

始良市立地適正化計画の策定に向けた協議と並行し、都市機能誘導区域（地域の拠点エリア）に必要とされる機能や施設の中から、加治木、蒲生両総合支所庁舎に複合すべき機能や施設について、地域の方々と検討していきます。

(3) 総合支所庁舎の規模の想定

各総合支所庁舎の規模は、今後、複合する機能及び行政窓口機能を具体的に検討しながら想定することとします。

(4) 総合支所庁舎の建設場所

各総合支所庁舎の建設場所は、現在の総合支所庁舎の敷地とします。

現在の総合支所庁舎の敷地は、地域の中で交通の利便性が高い位置でもあることから、住民にとって最もわかりやすい位置であるといえます。

(5) 総合支所庁舎建設の事業スケジュール

総合支所庁舎建設の事業スケジュールについては、まちづくりの拠点及び地域防災拠点施設として、表 5-1 のとおり平成 35 年度中の供用開始を目標とします。

表 5-1 庁舎建設の事業スケジュール

| | 平成 29年度 (2017) | 平成 30年度 (2018) | 平成 31年度 (2019) | 平成 32年度 (2020) | 平成 33年度 (2021) | 平成 34年度 (2022) | 平成 35年度 (2023) | 平成 36年度 (2024) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 加治木庁舎 蒲生庁舎 | 構想 | 基本 計画 | | 基本・実施 設計 | | 工事 | | |
| 始良本庁舎 | 構想 計画 | | 基本・実施 設計 | | | 工事 | | |

(6) 事業を進めるにあたっての市民参画

総合支所庁舎は、まちづくりの拠点及び地域防災拠点として位置づけられることから、地域の方々と市が協働して、その地域のまちづくりを含めて検討していく必要があります。そのためには、地域の方々の夢や希望をできる限り新たな施設の機能として取り入れ、利用しやすく親しみやすいものにすることが求められます。市では地域の方々の意見を広く取り入れるために様々な取組みを進めます。

平成30年度以降に予定している市民参画の取組みは次のとおりです。

- 基本計画策定のための「地域懇話会（仮称）」の設置
- 市民が主体的にアイデアを出し合う「市民ワークショップ」の実施
- 幅広い意見を取り入れるための「市民アンケート」の実施
- 基本計画（案）に対して幅広く意見を募集する「パブリックコメント」の実施

第6章 複合新庁舎建設の基本的な考え方

1 複合新庁舎建設の基本的な考え方

複合新庁舎の建設は、市民と行政の協働のあり方、さらには市街地の形成など、市の将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。

したがって、総合支所のあり方を含め、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。そこで、市政の根幹となる総合計画等の諸計画を踏まえて、

市民の生命と財産を守るための防災拠点機能を有するとともに、始良市公共施設再配置基本計画に基づく「施設の縮充⁹」を体現すべく、本庁舎及び総合支所庁舎は、いずれも単なる庁舎ではなく「複合新庁舎」として建設する。

この考え方を中心に据え、複合新庁舎建設に関する基本的な考え方を次のようにまとめました。

(1) 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を維持・確保することができる、安全・安心な施設とします。

(2) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたいくなる開かれた施設となるよう、利用率や稼働率を高めるために、始良市公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設とすることで、市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設とします。

(3) ユニバーサルデザインを取り入れた、ひとにやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の方や障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

(4) 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで、地球環境にやさしい施設とします。また、ランニングコスト¹⁰の低減や長寿命化を見据えた施設とします。

⁹ **施設の縮充**：施設が統廃合されることで面積が縮小しても、その機能を充実させる工夫を検討する。縮小しても機能は充実させるという意味の造語。

¹⁰ **ランニングコスト**：建物や設備、機器などを維持管理するための費用のこと。建設後にかかる運用費、維持管理費、修繕費などの総費用のこと。

(5) **市民サービスの向上を実現する施設**

来庁者の利便性を高めるため、様々な手続きが同じフロアで行えるワンフロア化や、ワンストップサービス等の導入を検討し、個人情報保護の観点から市民が安心して相談できる相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

(6) **機能性・効率性の高い施設**

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、効率的で効果的な業務を行う必要があります。また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた、第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を更に推進するため、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適正規模による執務空間や会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えた施設とします。

第7章 複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針と機能

1 複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針と機能

(1) 基本方針と機能の整理方法

複合新庁舎建設の基本的な考え方に基づき、複合新庁舎（本庁舎）建設の基本方針を定めます。さらに、基本方針を実現するために配慮すべき機能について具体的に検討し、現庁舎の抱える課題を解決していきます。

基本方針と機能は、次のフロー図のとおり整理します。

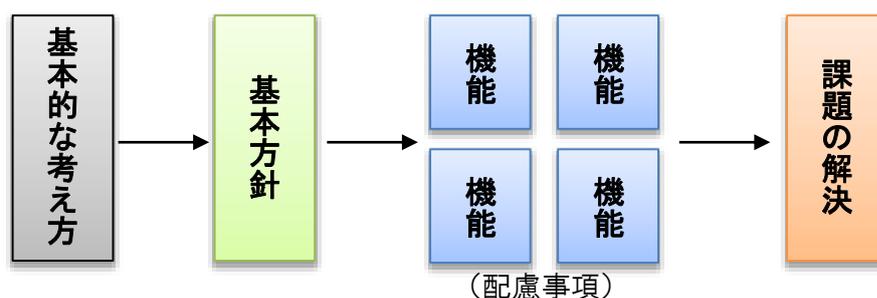


図 7-1 基本方針と機能の整理フロー

(2) 基本方針と機能

ア 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を維持・確保することができる、安全・安心な施設とします。

基本方針

- ① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎
- ② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎

風水害や地震などの災害発生時に、関係機関と連携をとりながら防災拠点として市民の安全・安心を守ることができる庁舎とします。また、被災後は復旧・復興の拠点として被害情報の収集や応急・救援活動の機能を持続できるシステムを構築するなど、始良市地域防災計画や始良市業務継続計画（BCP）に基づき、危機管理機能を強化した庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 災害時に対応できる災害拠点機能
- 非常電源設備、水道設備、ガス設備などの非常時バックアップ設備
- 電力供給の2系統化などの強固なライフライン
- 棚、備品類の破損・落下・転倒防止対策

- 災害対策用の資機材や生活支援物資を備蓄する倉庫
- 災害時の救援活動スペースとして活用できる駐車場
- 一時避難場所
- 他の機関と連携できる防災対策室
- 防災情報システムや情報通信設備
- 火山噴火時の機能確保及び降灰対策
- 津波・浸水時の機能確保



図 7-2 防災対策室の例[鹿児島県HP]



図 7-3 非常用発電設備の例



図 7-4 生活支援物資等の備蓄倉庫の例



図 7-5 免震層と免震装置の例

② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

耐震性能の高い庁舎とし、大地震などの災害発生時においても、市民や職員の安全を確保し、防災拠点としての機能を維持できる安全性の高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

耐震安全性について

庁舎は、防災拠点施設として災害発生時の司令塔の機能はもとより被災後の市民生活やまち全体の復旧・復興に欠かせない行政機能の維持・確保といった重要な役割も担っています。

災害時に庁舎が被災した場合の社会的影響を考慮し、防災拠点施設となる官庁施設については、国土交通省により耐震安全性の目標が定められています。

したがって、表7-1のとおり耐震安全性の分類上、最も強固な耐震性能を確保するために、以下の耐震安全性を目標とします。

耐震安全性の目標

構造体(柱、梁、床など)……………Ⅰ類

非構造部材(天井材や内外装仕上材、ガラスや棚など)…A類

建築設備(電気、空調、給排水衛生設備など)……………甲類

表7-1 耐震安全性の目標(官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説)

| 部位 | 分類 | 耐震安全性の目標 |
|-------|----|--|
| 構造体 | Ⅰ類 | 大地震動 ¹¹ 後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | Ⅱ類 | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。 |
| | Ⅲ類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 |
| 非構造部材 | A類 | 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | B類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。 |
| 建築設備 | 甲類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。 |
| | 乙類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。 |

¹¹大地震動：建築物の耐用年限中に一度遭遇する可能性のある地震動のこと。

関東大震災級の地震動として地動の最大加速度で約300～400gal(cm/s²)程度、気象庁の震度階級の震度6強から7程度、マグニチュード7.0～7.5程度の地震動を想定する。

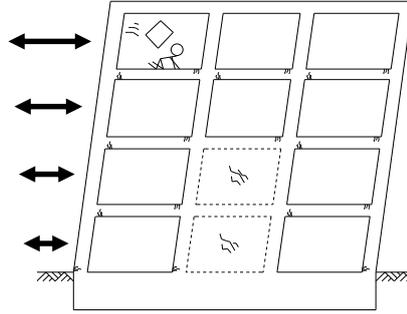
構造形式について

建物の構造形式は、**耐震構造・制震構造・免震構造**の3つの方式に区分されます。制震構造は、一般的に高層・超高層建築物において採用される構造であり、低層から中層までの建物では十分な効果を発揮しにくいとされていることから、比較の対象外とします。

表7-2は、耐震構造と免震構造について、大地震動を受けた場合の状態等について比較したものです。大地震動後においても初動体制が確立され、一時避難場所など市民の安全・安心が確保できる防災拠点施設として、本庁舎の構造形式は免震構造が望ましいといえます。

今後、建築計画を進める中で構造合理性や経済性を十分に検討しながら、構造形式として免震構造が妥当であるかについて検証します。

表 7-2 構造形式の比較

| 概念図 | 耐震構造 | 免震構造 |
|---------|--|--|
| | |  |
| |  揺れの大きさの程度（イメージ） | |
| 概要 | 建物全体で地震による揺れに耐える構造 | 建物に対する地震の揺れを遮断する構造 |
| | 柱や梁などの構造体のみで地震に耐えるように設計された建物であり、地震に耐える力を大きく確保する必要があるため、耐震要素としての耐力壁やブレースが必要となる。 | 基礎部分に免震部材を設置し、建物を地面から切離すことで地震からの影響を少なくする建物であり免震部材上部の構造体を他の構造よりスリム化することができる。 |
| 揺れ方 | ・地震エネルギーがそのまま伝わり、揺れに合わせて激しく揺れる。 | ・耐震構造に比べ、地震エネルギーを半分以下に低減し、大きくゆっくりと揺れる。 |
| 建物の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁などの構造体の損傷は少ない ・外壁等の仕上げ材や設備に被害あり ・家具は転倒、損傷の可能性が高い | <ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁などの構造体の損傷はほとんどない ・外壁等の仕上げ材や設備は、ほぼ無被害 ・家具の転倒、損傷を防止 |
| 建設費 | ・免震構造に比べて安価 | ・耐震構造に比べて、免震装置及び地下部分の工事費が必要 （免震層の掘削とコンクリート躯体費用の増） ※耐震構造と比較して、地上部分の構造体に係る費用を軽減することが可能 |
| 補修費 | ・免震構造に比べて補修費用は大きい | ・補修費用は、ほとんど発生しない |
| 手続き | ・規模等により構造計算適合性判定が必要 | ・性能評価、国土交通大臣認定が必要 （約6か月） |
| 工期 | ・一般的な工期設定が可能 | ・免震層の工事に係る工期が必要 （一般的な工期に比べ10～15%程度長くなる） |
| 建築計画の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐力壁などの耐震要素により、大空間の確保が困難 ・建物外壁に近接して、駐車場や車路・歩道の計画が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・上部構造体のスリム化により大空間が確保できるなど、平面計画の自由度が高い ・免震装置可動域の確保（外周2m程度） ・建物は揺れに対し60cm程度動くため、外壁に近接して駐車場や車路・歩道を計画出来ない。 |

イ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたいくなる開かれた施設となるよう、利用率や稼働率を高めるために、始良市公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設とすることで、市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設とします。

基本方針

- ① 市民に開かれた、親しまれる庁舎
- ② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎
- ③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎

① 市民に開かれた、親しまれる庁舎

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための情報や各種市民団体等が活動できる場所を提供することで、住民自治の拠点となる庁舎とします。

また、市民が気軽に利用できる場所や交流空間を提供することで、市民に開かれ、そして市民が交流できる「まちづくりの拠点」となる、親しまれる庁舎とします。

さらに、本市の森林資源の積極的な活用を検討し、木の香りや自然素材の温かみのある雰囲気によって、やすらぎを感じることができる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

開かれた庁舎に関する機能

- 各種市民団体やボランティア団体等の活動や行政との交流に利用できる会議室
- 税申告会場、期日前投票所等として利用可能な多目的スペース
- 閉庁時でも、気軽に利用できる会議室やミーティングスペース

親しまれる庁舎に関する機能

- 市民が気軽に利用できるレストランや売店
- 市政、暮らし、イベントに関する情報コーナー
- 屋上の有効活用

開かれた議会に関する機能

- 傍聴機能が充実した、市民に開かれた議会
- 日頃から市民が気軽に訪れることができる開放的で親しみやすい議会
- 誰もが見やすく、聴きやすい、出入りしやすい傍聴席



図 7-6 市民利用スペースの例



図 7-7 庁舎内に設けられた売店の例



図 7-8 会議室の例



図 7-9 市民も利用できるレストランの例

② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎

歴史や文化を尊重し、周辺環境に配慮した庁舎の景観を整備することにより、市民に親しまれ愛着を持つことができる庁舎とします。歴史・文化の情報発信や市民の学習・文化活動を推進する文化の拠点として、文化交流の場、心安らぐ憩いの場となる庁舎とします。さらに、地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペースや観光案内所の設置を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

歴史・文化交流に関する機能

- ロビー空間等を活用したコミュニティスペースや市民ギャラリー
- 気軽に利用できる談話コーナーや喫茶スペース
- 市民が文化活動など多様な活動に利用できる会議室などのスペース
- 歴史的・文化的な魅力や観光情報、市政やイベントなどのPRコーナー
- 地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペース

景観整備に関する機能

- 周辺環境と調和する建物（形態、意匠、素材）



図 7-10 ロビー空間を利用した展示の例



図 7-11 観光物産の展示・販売の例



図 7-12 多様な活動に利用できるスペースの例



図 7-13 喫茶スペースの例

③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎

健康意識が高まるなか、市民の主体的な健康づくりを支援するため、気軽に利用できる健康相談や健康増進の環境を整備し、市民一人ひとりが健康で生きがいと安らぎのある社会の実現を推進する庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市民の健康相談、健康維持管理に関する機能
- 健康増進を図る保健センターなどの施設

ウ ユニバーサルデザインを取り入れた、ひとにやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の方や障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

基本方針

- ① すべての来庁者に利用しやすい庁舎
- ② すべての来庁者にわかりやすい案内表示

① すべての来庁者に利用しやすい庁舎

全ての人々が不自由なく快適に利用できるように、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（平成18年法律第91号）及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインによる施設を整備します。

高齢者や障がいのある人が利用しやすいエレベーターやトイレの設置をはじめとして、ローカウンターを備えた窓口、ゆとりのある通路など、全ての人にやさしい庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 高齢者、障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすい施設
- 歩行時に転倒しにくい床仕上げなど、誰もが安全に利用できる施設
- 上下階への移動が容易に行える、エレベーターなど適切な昇降設備
- 高齢者、小さい子ども連れの方、障がいのある人等に配慮したローカウンター
- 車椅子使用者、窓口利用者及び歩行者が余裕をもって利用できる通路幅
- 多目的トイレ

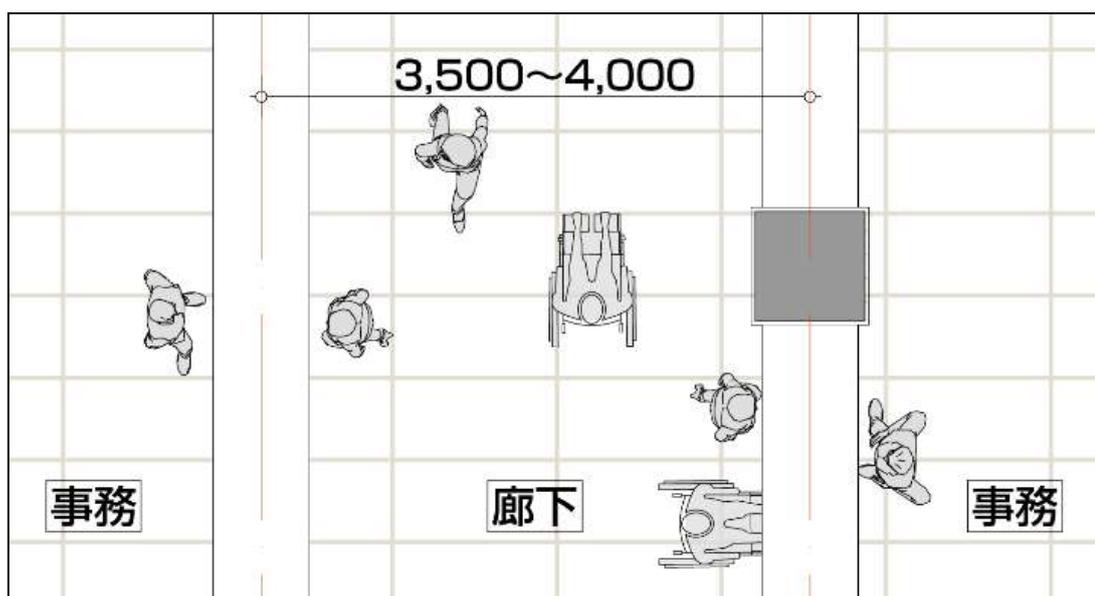


図7-14 ゆとりのある廊下幅の例

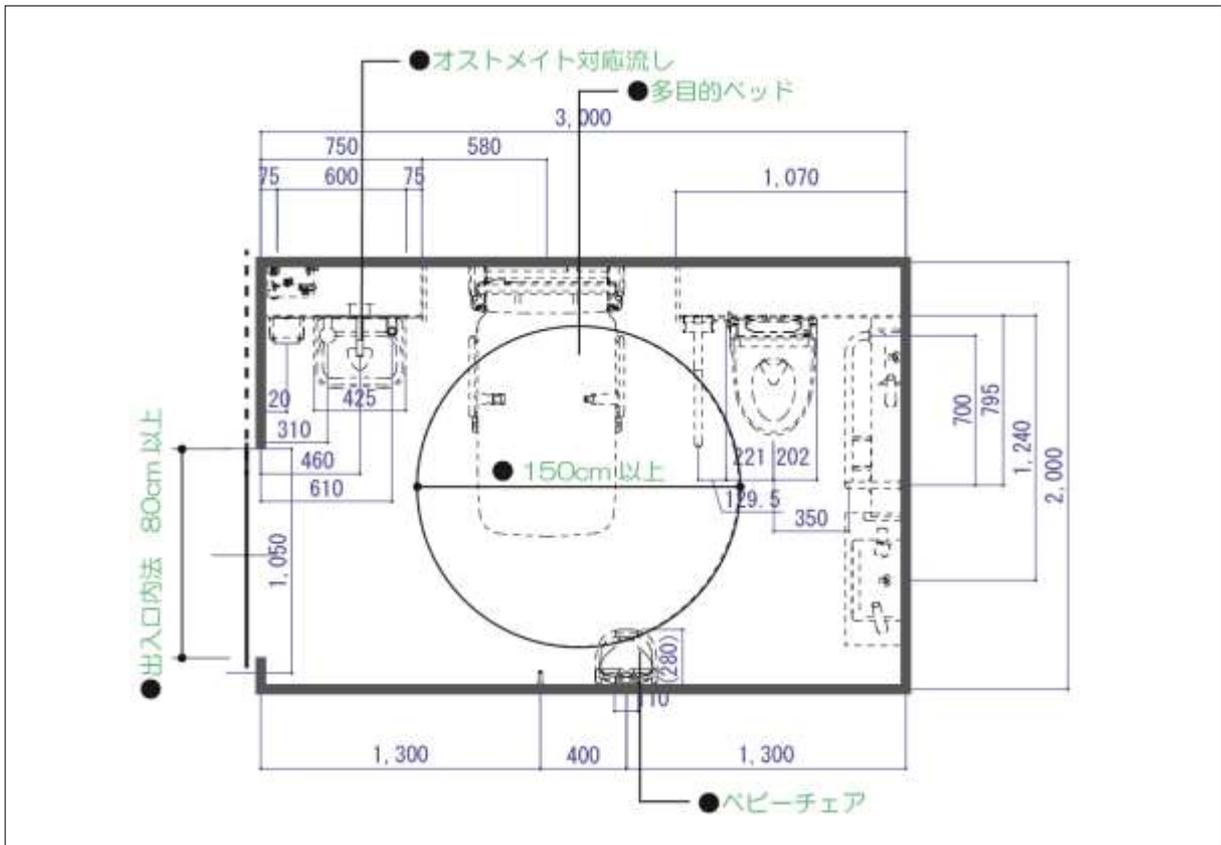


図 7-15 多目的トイレの例

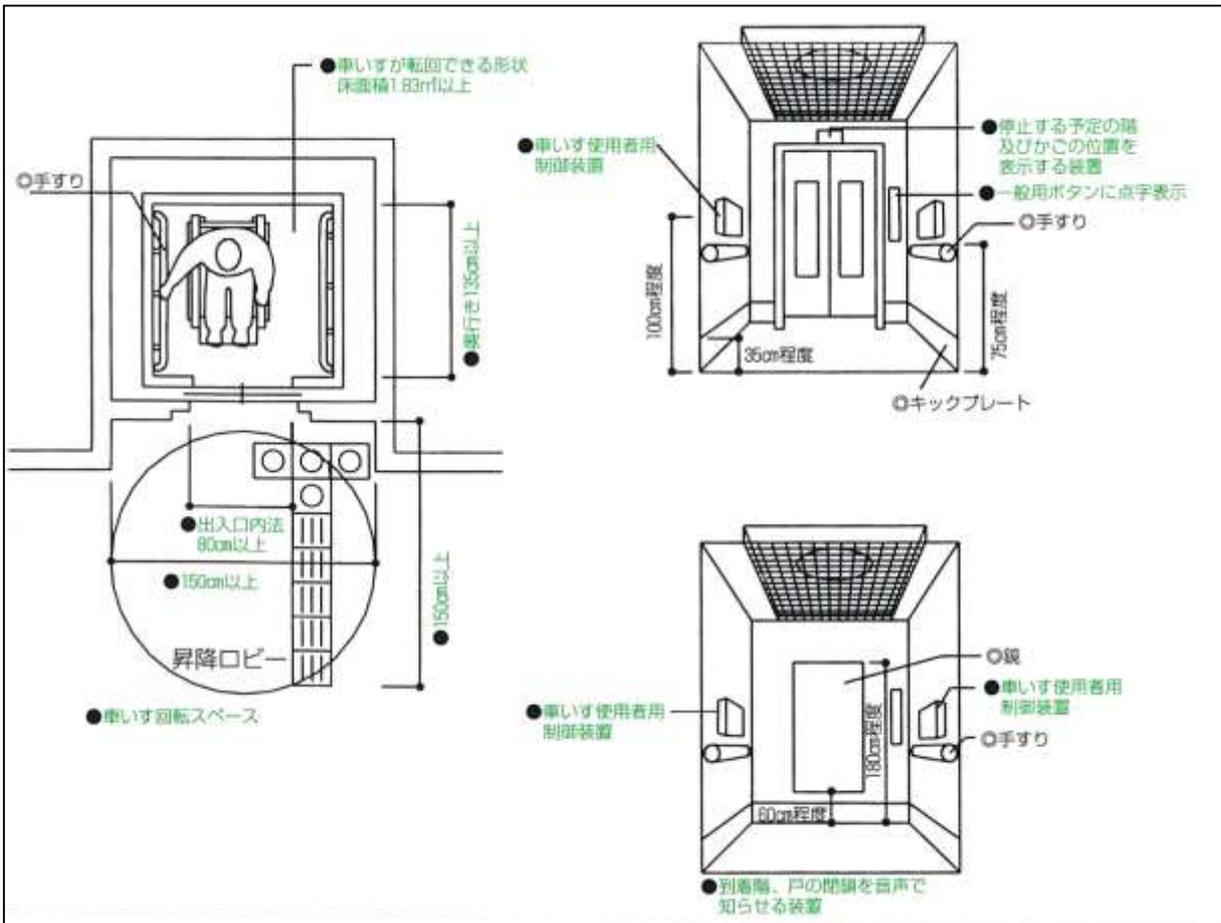


図 7-16 エレベーターの整備例

② すべての来庁者にわかりやすい案内表示

高齢者や障がいのある人ばかりではなく、子どもや外国人にも分かりやすい案内やサイン¹²を誰もが見やすい位置と高さに設置するなど、用件のある部署に迷いなく訪れることができるよう、よりわかりやすい案内表示を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 視認性ばかりではなく、音声案内等も含め全ての人にわかりやすい案内
- 点字ブロック



図 7-17 視認性に配慮した案内の例



図 7-18 トイレの音声案内の例

エ 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで、地球環境にやさしい施設とします。また、ランニングコストの低減や長寿命化を見据えた施設とします。

基本方針

① 自然エネルギーを活用した庁舎

① 自然エネルギーを活用した庁舎

地球温暖化防止策の一環として、自然採光や自然換気、太陽光発電などの自然エネルギーを活用し、環境負荷の低減に努めるとともに、建物自体の長寿命化や設備機器の更新時の対応を容易にするなど、維持管理がしやすく長期的に経済効率の高い、地球環境にやさしい庁舎とします。また、国土交通省が推進する「環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）」を参照し、グリーン庁舎の実現を目指します。

¹²サイン：案内図や看板（表示板）、トイレの図記号など、人の行動の拠りどころとなる情報を具体的なかたちで表したものを。

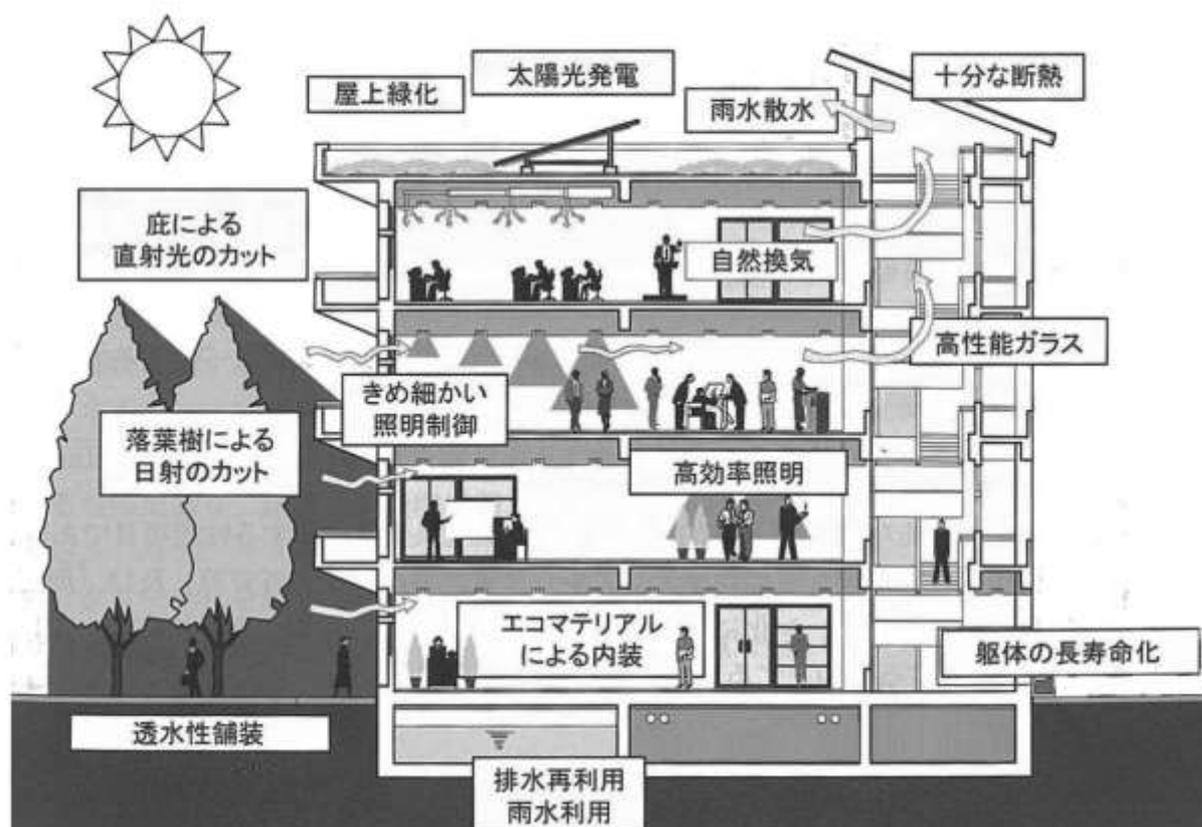


図 7-19 環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）のイメージ [国土交通省]

オ 市民サービスの向上を実現する施設

来庁者の利便性を高めるため、様々な手続きが同じフロアで行えるワンフロア化や、ワンストップサービス等の導入を検討し、個人情報保護の観点から市民が安心して相談できる相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

基本方針

- ① わかりやすく、利用しやすい庁舎
- ② 利便性の高い庁舎

① わかりやすく、利用しやすい庁舎

庁舎を訪れた市民が迷うことなく簡単に用件を済ませることができるよう、部署の配置がわかりやすい庁舎とします。また、プライバシーを確保できる相談スペースの設置や、子ども連れの人でも利用しやすいよう、キッズコーナーや授乳室を設置するなど、誰もが安心して利用できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 様々な手続きが同じフロアで行えるワンフロア化やワンストップサービス
- プライバシーに配慮した相談窓口など相談スペースの充実
- 子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室
- 非常ベルや複数動線の確保による、安全性にも配慮した相談室
- 利用者数に応じた、広い待合スペース
- 車椅子でも利用しやすいローカウンター



図 7-20 窓口カウンターのイメージ



図 7-21 キッズコーナーの例



図 7-22 プライバシーに配慮した相談スペースや相談室の例

② 利便性の高い庁舎

来庁者の移動手段は自動車による割合が高く、公共交通との連携や高速道路のスマートICの完成も視野に入れ、市内だけでなく市外からの交通利便性も高い庁舎とします。また、市民生活の利便性向上の観点から、金融機関のATMや売店などの生活利便施設の整備も計画します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 利用しやすい駐車場や駐輪場
- イベント等にも活用できる広場や駐車場
- 公共交通の利便性が高い庁舎

- 敷地内に整備されたバス停
- 郵便局や銀行など金融機関の出張所及びA T Mコーナー
- 売店などの生活利便施設
- パウダールーム(コーナー)
- 来庁者が利用できるロッカーコーナー
- 来庁者が気軽に休憩できるスペース
- 休日や時間外にも市民が利用できる施設



図 7-23 ベンチ、トイレ、自動販売機など市民が休憩できるスペースの例



図 7-24 売店やA T Mコーナーの例



図 7-25 1階屋上を庁舎や駐車場と一体的に利用するイベント広場の例

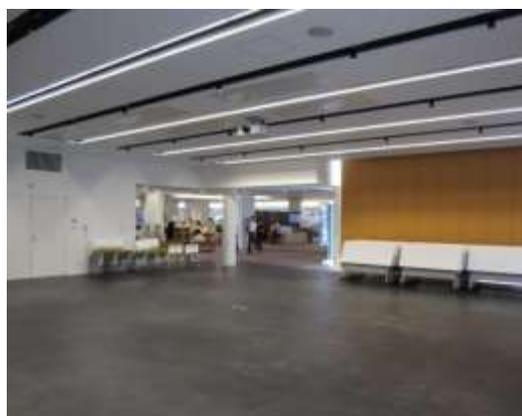


図 7-26 庁舎と一体的に利用できるイベントホールの例

カ 機能性・効率性の高い施設

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、効率的で効果的な業務を行う必要があります。また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた、第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を更に推進するため、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適正規模による執務空間や会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した、執務環境を整えた施設とします。

基本方針

- ① 効率性が高く無駄のない庁舎
- ② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎
- ③ 高度情報化社会に対応した庁舎
- ④ 将来的な行政組織の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる庁舎
- ⑤ 職員にとって働きやすい庁舎

① 効率性が高く無駄のない庁舎

スペースの共用化や効率的なレイアウトを実現することで無駄のない庁舎とし、イニシャルコスト¹³やランニングコストの抑制を図り、次世代に受け継がれる施設として負担の少ない庁舎を整備します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 会議室や委員会室等の共用による効率化
- 耐久性やメンテナンス性に配慮した仕上げ材

② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎

行政機能を集約した庁舎として、適切な執務空間を整備します。機能的で効率のよい執務空間を整備するため、基本設計と並行してオフィス環境整備¹⁴に取り組めます。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 見通しが良く職員の連携が図りやすい執務空間
- 部署間の横断的な連携が図りやすい会議室、会議スペース
- 書棚、書庫及び倉庫の適正な配置

¹³ **イニシャルコスト**：建物を建設したり設備を設置したりするときなど、稼動するまでの間に必要な諸経費の総計のこと。初期費用ともいう。

¹⁴ **オフィス環境整備**：執務室等の現況調査から職員ワーキンググループによる検討、新庁舎オフィスレイアウトに係るレイアウト基準の作成、サイン計画、備品等整備計画、移転計画など執務空間の整備について総合的に計画し実施すること。



図 7-27 自由な平面計画を可能とする
執務室の例

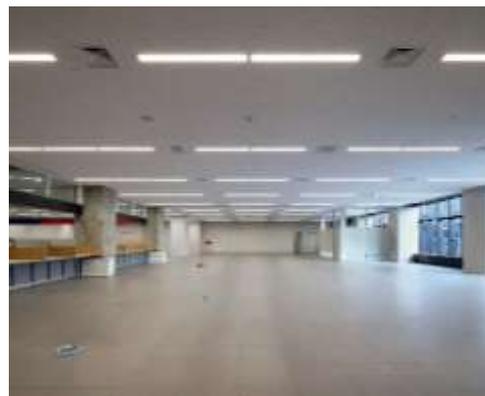


図 7-28 柱がなく様々な平面計画に
対応可能な執務室の例

③ 高度情報化社会に対応した庁舎

急速に発展している高度情報化社会に対応し、市政の情報を市民に公開する施設の整備や、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供・情報発信により、誰もが必要とする情報を入手できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市政情報を公開する情報センター・情報コーナー
- 市民や各種市民団体の声を市政に反映させる情報受信機能
- 将来の高度な情報システムに対応する、自由にレイアウト可能な情報設備
- ICカード等の利用によるセキュリティ管理
- フリーアクセスフロア¹⁵の導入



図 7-29 ICカードや手のひら認証による入退室管理の例

¹⁵ **フリーアクセスフロア**：床下一面に電線、ネットワークケーブル等の配線用の空間が確保された床方式。

④ 将来的な行政組織の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる庁舎

行政ニーズの多様化や事務量の増加、また、時代とともに変化する市民ニーズに柔軟に対応するため、行政組織についても柔軟に変化・対応できるよう間仕切りの変更などができる可変性の高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○将来的な市民ニーズの変化にも柔軟に対応可能な平面レイアウト

⑤ 職員が働きやすい庁舎

職員が使いやすく働きやすい庁舎とすることで、執務環境を改善し、市民サービスの更なる向上が図れる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○職員が食事や休憩ができるスペース

○職員用の更衣室やロッカースペース

○（災害時など）24時間体制で対応に従事する職員の生活利便スペース



図 7-30 職員用の食事・休憩室の例



図 7-31 職員更衣室の例

(3) 複合新庁舎の基本方針と機能（一覧表）

| 複合新庁舎建設の基本的な考え方 | 基本方針 | 機能（配慮事項） | 解決する課題 |
|---|--|---|-----------------------------------|
| <p>ア 地域防災拠点としての施設 災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を維持・確保することができ、安全・安心な施設とします。</p> | <p>① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎 →P34</p> | <p>○ 災害拠点機能 ○ 非常電源設備等の非常時バックアップ設備 ○ 強固なライフラインの確保 ○ 棚などの破損・落下・転倒防止対策 ○ 災害対策用資機材や生活支援物資の備蓄倉庫 ○ 救援活動スペースとなる駐車場 ○ 一時避難場所 ○ 他の機関と連携する防災対策室 ○ 防災情報システムや情報通信設備 ○ 火山噴火時の機能確保及び降灰対策 ○ 津波・浸水時の機能確保 ○ 耐震安全性の目標（構造体Ⅰ類等） ○ 免震構造</p> | <p>(1) 耐震性能 (2) 建物と設備の老朽化</p> |
| <p>イ 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設 市民が気軽に訪れたいくなる開かれた施設となるよう、利用率や稼働率を高めるために、始良市公共施設再配置基本計画において市民文から必要性が高いとの意見が出された市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設とすることで、市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設とします。</p> | <p>① 市民に開かれた、親しまれる庁舎 →P39</p> | <p>○ 市民団体活動や行政との交流に利用できる会議室 ○ 税申告、期日前投票所等に利用できる多目的スペース ○ 閉庁時でも気軽に利用できる会議室等 ○ 市民が気軽に利用できるレストランや売店 ○ 市政、暮らし、イベント等に関する情報コーナー ○ 屋上の有効活用 ○ 傍聴機能が充実した、市民に開かれた議会 ○ 開放的で親しみやすい議会 ○ 見やすい、聴きやすい、入りやすい傍聴席 ○ コミュニティスペースや市民ギャラリー ○ 談話コーナーや喫茶スペース ○ 文化活動など多様な活動に利用できるスペース ○ 観光情報、市政やイベント等のPRコーナー ○ 地場産業のPR機能を備えた観光物産スペース ○ 周辺環境と調和する建物（形態、意匠、素材） ○ 健康相談・健康維持管理機能 ○ 保健センター等の施設</p> | |
| <p>ウ ユニバーサルデザインを取り入れた、ひとにやさしい施設 子どもから高齢者まであらゆる年齢層の方や障がいのある人、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。</p> | <p>② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎 →P40</p> <p>③ 市民の健康増進と子育てをサポートする庁舎 →P41</p> <p>① すべての来庁者に利用しやすい庁舎 →P42</p> <p>② すべての来庁者にわかりやすい案内表示 →P44</p> | <p>○ 全ての人が利用しやすい施設 ○ 全ての人に対して安全な施設 ○ エレベーターなど適切な昇降設備 ○ ローカウンター ○ 余裕のある通路幅 ○ 多目的トイレ ○ 音声案内など全ての人に分かりやすい案内 ○ 点字ブロック</p> | <p>(7) バリアフリー</p> |

(3) 複合新庁舎の基本方針と機能（一覽表）

| 工 | 基本方針 | 機能（配慮事項） | 解決する課題 |
|---|---|--|--|
| <p>環境にやさしく、経済的な施設 再生可能エネルギーや省エネルギーを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることとで、地球環境にやさしい施設とします。また、ランニングコストの低減や長寿命化を見据えた施設とします。</p> | <p>① 自然エネルギーを活用した庁舎 →P44</p> | <p>○ グリーン庁舎の実現</p> <p>グリーン庁舎のイメージ図→P45</p> | |
| <p>市民サービスの向上を実現する施設 来庁者の利便性を高めるため、窓口部門などの機能を統合し、様々な手続きを同じフロアで行えるワンストップサービス導入の検討や、個人情報保護の観点から市民が安心して相談できる相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。</p> | <p>① わかりやすく、利用しやすい庁舎 →P45</p> <p>② 利便性の高い庁舎 →P46</p> | <p>○ ワンストップサービス</p> <p>○ プライバシーに配慮した相談窓口等</p> <p>○ 子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室</p> <p>○ 安全性にも配慮した相談室</p> <p>○ 利用者数に応じた待合スペース</p> <p>○ 車椅子でも利用しやすいカウンター</p> <p>○ 利用しやすい駐車場や駐輪場</p> <p>○ イベント等に活用できる広場や駐車場</p> <p>○ 公共交通機関の利便性が高い庁舎</p> <p>○ 敷地内に整備されたバス停</p> <p>○ 郵便局や銀行など金融機関の出張所やATMコーナー</p> <p>○ 売店などの生活利便施設</p> <p>○ ハウダールーム（コーナー）</p> <p>○ 来庁者が利用できるロッカーコーナー</p> <p>○ 来庁者が気軽に休憩できるスペース</p> <p>○ 休日や時間外にも市民が利用できる施設</p> | <p>(3) プライバシーの確保</p> |
| <p>機能性・効率性の高い施設 市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、効率的で効果的な業務を行う必要があり、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を更に推進するため、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適正規模による執務空間や会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した、執務環境を整えた施設とします。</p> | <p>① 効率が高く無駄のない庁舎 →P48</p> <p>② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎 →P48</p> <p>③ 高度情報化社会に対応した庁舎 →P49</p> <p>④ 将来的な行政組織の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる庁舎 →P50</p> <p>⑤ 職員が働きやすい庁舎 →P50</p> | <p>○ 会議室等の共用による効率化</p> <p>○ 耐久性やメンテナンス性に配慮した仕上げ材</p> <p>○ 見通しが良く職員の連携が図りやすい執務空間</p> <p>○ 部署間の横断的な連携が図りやすい会議室</p> <p>○ 書庫、倉庫の適正な配置</p> <p>○ 市政情報公開センター・情報コーナー</p> <p>○ 市民の声を市政に反映させる情報受信機能</p> <p>○ 自由にレイアウト可能な情報設備</p> <p>○ ICカード等の利用によるセキュリティ管理</p> <p>○ フリーアクセスフロアの導入</p> <p>○ 市民ニーズの変化に柔軟に対応できる平面レイアウト</p> | <p>(4) 執務スペースの不足</p> <p>(5) 書庫や倉庫の不足</p> |

第8章 複合新庁舎（本庁舎）の基本指標及び規模

1 複合新庁舎（本庁舎）の基本指標

(1) 行政機能部分の基本指標

ア 本庁舎建設後の組織機構と想定職員数

(7) 組織機構

本庁舎建設後の組織体制については、人口の増減や地方分権の推進、政策等による変動などがあり将来の行政組織を予測することは困難なことから、平成29年度の組織機構を基本とし、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することとします。消防本部及び水道事業部については、各庁舎に執務室が確保されており、連絡体制等も確保されていることから、集約する行政組織及び行政機能からは除きます。なお、今後、組織機構の再編があった場合、可能な限り反映していきます。

表8-1 組織機構

(H29. 4 現在)

| 部 名 | 課 名 |
|--------|--|
| 総務部 | 総務課、秘書広報課、財政課、税務課、収納管理課、危機管理課 工事監査課、行政管理課 |
| 企画部 | 企画政策課、地域政策課、情報政策課、商工観光課 |
| 市民生活部 | 市民課、男女共同参画課、生活環境課 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課、子ども政策課、子育て支援課、長寿・障害福祉課 保険年金課、健康増進課 |
| 建設部 | 土木課、都市計画課、用地課、建築住宅課 |
| 農林水産部 | 農政課、耕地課、林務水産課 |
| 会計管理者 | 会計課 |
| 議会事務局 | 議事庶務課 |
| 教育委員会 | 教育総務課、学校教育課、社会教育課、保健体育課 |
| 行政委員会等 | 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 |

(イ) 想定職員数

第2次定員適正化計画の実施により、今後も職員数の減少が見込まれています。本庁舎に配置する職員数については、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することを前提に、次のとおり想定します。なお、今回の職員数は、新庁舎の規模を算出するためのものであり、将来の職員数を示すものではありません。

表8-2 想定職員数

(H29. 4 現在)

| 正職員(特別職を含む) | 非常勤職員 | 合 計 |
|-------------|-------|------|
| 399人 | 101人 | 500人 |

(ウ) 2号館・5号館の活用

2号館及び5号館については、新耐震基準に基づく施設であることから有効に活用します。

2 複合新庁舎（本庁舎）の規模

(1) 本庁舎の規模の想定

本庁舎の行政機能部分の規模（延床面積）については、「総務省の起債事業対象標準をもとに算定する方法」、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を元に算定する方法」、「他自治体の庁舎建設事例から求める方法」の3つの方法で、必要面積を想定します。

表8-3 延床面積の算定

| 区分 | 1 起債面積算定基準 (総務省)による面積 (㎡) | 2 新営一般庁舎面積 算定基準(国土交通省) による面積(㎡) | 3 他自治体の庁舎 建設事例の面積(平 均)(㎡) |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 事務室 | 3,983 | 3,220 | 他自治体の1人当 りの床面積の平均と 本市の想定職員数の 積により算出 |
| 会議室、倉庫等 | 4,018 | 5,800 | |
| 玄関、廊下、階段等 | 3,200 | 3,819 | |
| 議場 | 840 | 840 | |
| 計 | 12,041 | 13,679 | 11,300 |

以上、3つの方法から算定された面積は、概ね11,300㎡～13,700㎡となります。

本庁舎の延床面積は、これらの平均値である12,000㎡を想定規模としますが、既存施設の有効活用や基本設計における精査により、延床面積の削減に努めます。

(2) 駐車場の規模の想定

来庁者の自動車や自転車等の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数を想定し、限られた敷地を有効に活用しながら必要なスペースを確保します。なお、複合新庁舎建設時には、来庁者駐車場及び公用車駐車場が不足するため、一時的に代替駐車場を確保する必要があります。

また、職員駐車場については、現在、本庁舎敷地内に無いことや敷地面積を考慮し、当該敷地内には整備しないこととします。このため、公共交通機関の利用促進を図るとともに、既存の職員駐車場等を含めその確保について検討します。

表8-4 想定駐車台数

| 名称 | 台数 | 備考 |
|--------|------|---------------------------------|
| 来庁者駐車場 | 100台 | (うち、車椅子対応2台以上) 2号館の機能に応じ別途算出が必要 |
| 公用車駐車場 | 135台 | |
| 来庁者駐輪場 | 40台 | 現在の駐輪台数を確保 |
| 職員駐輪場 | 55台 | 現在の利用状況による |

来庁者の想定駐車台数は、現在の本庁舎の来庁者駐車台数156台よりも少ない台数であることから、現在の駐車台数以上(うち、車椅子対応4台以上)を確保します。

第9章 建築計画

1 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

複合新庁舎（本庁舎）は、図 9-1 を参考とし、次の方針に沿った配置を計画します。

(1) 各種動線計画、周辺道路整備の基本的な考え方

複合新庁舎（本庁舎）は、まちづくりの拠点として、全ての来庁者がアクセスしやすく、歩行者や自動車等の安全確保に配慮した計画とします。そのため、主要アクセスルートや公共交通によるアクセスに配慮した周辺道路整備について、次のとおり検討します。

ア 周辺道路の交通渋滞緩和、歩行者の安全確保等を考慮し、市道宮島本線と市道役場前通り線の交差点改良について検討する。

イ 市道宮島本線上にあるバス停について、敷地内でのバス停車帯の整備を検討する。

ウ J R 帖佐駅や周辺の商業施設からのアクセスを考慮し、市道役場前通り線及び市道宮島本線の歩道整備を検討する。

(2) 配置構成（ゾーン構成）の基本的な考え方

ア 複合新庁舎（本庁舎）建設エリア

- (ア) 2号館との連携を図ることが可能な配置とする。
- (イ) 主要アクセスルートや公共交通によるアクセスに配慮した配置とする。
- (ウ) 来庁者駐車場や公用車駐車場の利便性、効率性に配慮した配置とする。
- (エ) 市民広場等により賑わい空間を創出する多目的広場の配置を計画する。
- (オ) 仮設庁舎は基本的に建設しない。
- (カ) 当該エリアは市道役場東線により分断されていることから、来庁者の安全確保、利便性向上の観点から市道役場東線の一部を使用することを含めて検討する。

イ 駐車場エリア

- (ア) 主要アクセスルートへの影響を考慮した計画とする。
- (イ) 2号館や本庁舎へのアクセシビリティ¹⁶に配慮した計画とする。

図 9-1 に示す配置構成の基本的な考え方は、今後の設計プロポーザル等において様々な工夫や技術提案を求める際の基礎資料となるものです。したがって、複合新庁舎（本庁舎）の具体的な配置については、基本設計の段階で詳細な検討を加えた上で決定していくこととなります。

¹⁶ **アクセシビリティ**：近づきやすさのことであり、利用しやすさや交通の便などの意味を含む。建築物等においては、建物に至る経路において、高齢者や障がいのある人をなど、誰もが支障なく利用しやすいことをいう。

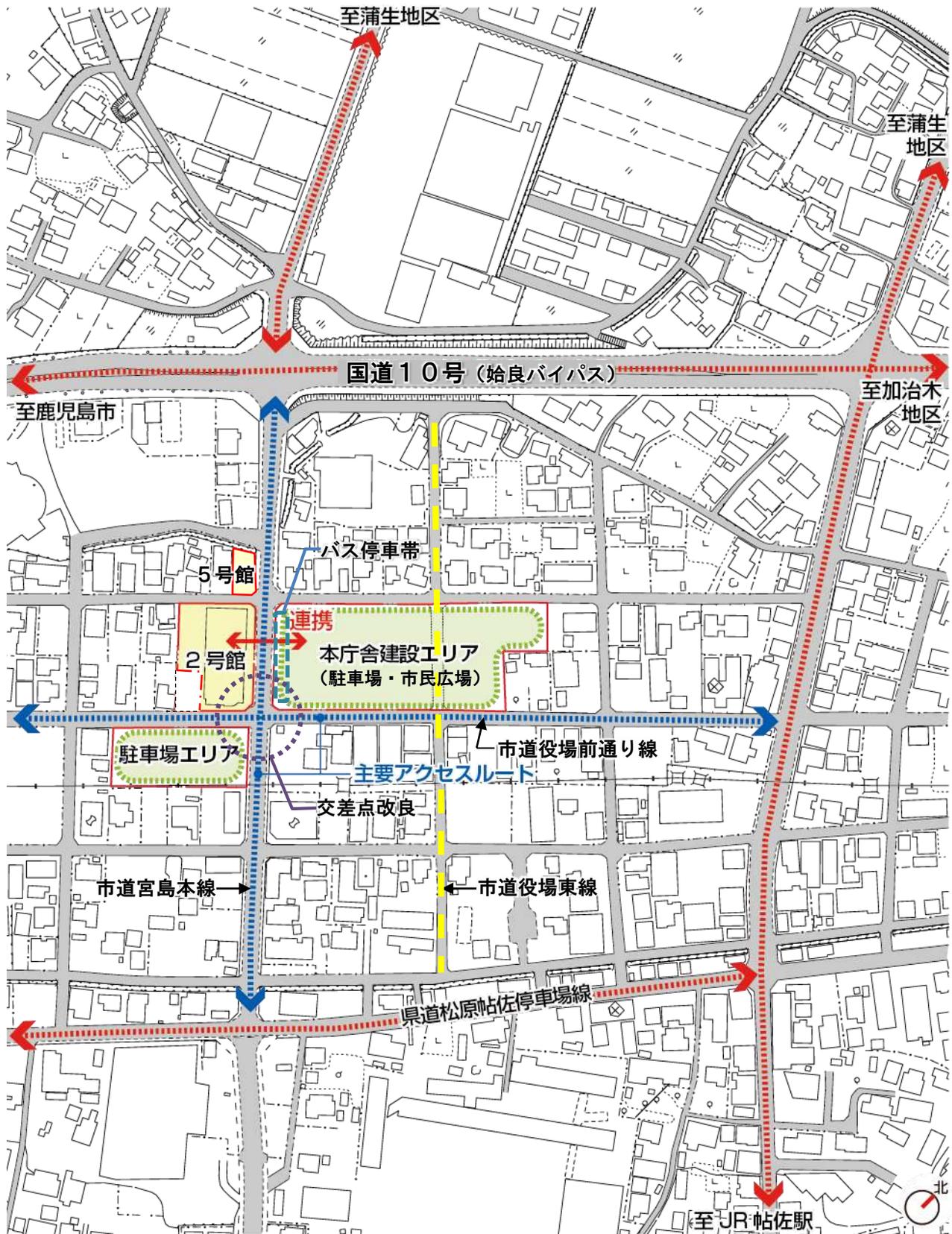


図9-1 配置構成（ゾーン構成）のイメージ

2 部門構成（フロア構成）の基本的な考え方

複合新庁舎（本庁舎）は、市民にとって利用しやすく、かつ、効率的な行政運営を行うことができるよう、おおむね次の方針に沿った配置を計画します。

(1) 共通事項

ア 業務連携等が必要な部署は、可能な限り近接した配置とします。

イ 市民が多目的に利用できるスペース等は、効率的な運用が可能な配置とします。

ウ 基本設計業務と並行してオフィス環境整備に取組み、効率的で無駄の少ない執務空間レイアウトとします。

(2) 低層階

低層階は、来庁者の利便性向上を図るため、特に市民の利用頻度が高く、市民サービスに直結する窓口機能、相談機能、情報発信機能等を分かりやすく配置します。

(3) 中・高層階

中層階には、低層階の次に来庁者が多い部署から順次配置することとします。

中層階の中でも、部署の特性に応じ、セキュリティ面への配慮が必要な部署等は、可能な限り独立したフロアへ配置します。

高層階は、独立したフロア配置が求められる部署や建築設備等、又は、高層階にあることが望まれる機能を配置します。

議会機能については、市の意思決定機関としての独立性を明らかにするとともに、市民に開かれた議会となるように配慮します。

3 窓口・執務室計画

窓口及び執務室は、次の方針に沿った計画とします。

- (1) 平面基本パターンを上下階に連続させることで、設備計画や施工性に配慮した効率のよい平面計画とします。
- (2) 会議室や複合機能等のスペースは、施設全体で必要規模を確保し、移動間仕切り等で様々な利用形態に対応できるような計画によりスペースの有効活用を図り、全体規模の縮減を図ります。
- (3) 市民開放エリアは、執務室と明確に区分し、開庁時以外の市民利用に配慮した計画とします。
- (4) 窓口空間と執務室は、廊下等共用部をコラボレーションゾーン¹⁷として計画します。
- (5) 執務室はオープンフロア¹⁸やユニバーサルレイアウト¹⁹を採用することで、フロア全体でスペースの共有化や有効活用を図るとともに、打合せや作業等に活用できるサポートゾーンを計画します。
- (6) 庁舎及び書庫に保管する文書量を精査し削減を進めることで、庁舎内の書庫スペースや執務室内の書類保管スペースの削減を図ります。

¹⁷ **コラボレーションゾーン**：協働、協業、共創する空間のこと。

¹⁸ **オープンフロア**：間仕切（壁）等を設けない一室空間により構成されるフロアのこと。

¹⁹ **ユニバーサルレイアウト**：組織変更等があっても、基本となるレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能な執務室のこと。ユニバーサルプランともいい、執務空間の省スペースを実現する。

4 複合新庁舎（本庁舎）の建設費用及び財源等

(1) 建設費用

複合新庁舎（本庁舎）の建設費用は、先行自治体等の事例を参考に算出します。

延床面積は、第8章の2から約12,000㎡を想定規模とします。また、建設単価は、表9-1から先行自治体の平均である約43万円/㎡に消費税の改正や近年の建設工事諸経費の上昇を鑑み、約50万円/㎡を目安として設定します。想定規模と建設単価から、約60億円の建設費用が見込まれます。（この額には、附帯工事費、解体費、設計費、備品類費用等の費用は含んでいません。）

建設費用については、超高齢社会、人口減少社会の到来による厳しい財政状況を踏まえ、延床面積の削減に努め、事業費の縮減を図ります。

表9-1 先行自治体例

| 名 称 | 想定人口 (人) | 想定職員数 (人) | 新庁舎の | | 1人当たりの面積 (㎡/人) | 建設単価 (万円/㎡) | 建設事業費 (百万円) | 竣工年 ()は予定 |
|-----|-------------|--------------|-----------|-------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|
| | | | 階層 (階) | 延床面積 (㎡) | | | | |
| 出水市 | 58,000 | 450 | 5 | 10,940 | 24.3 | 38.2 | 4,190 | H28.10 |
| 日向市 | 60,553 | 467 | 4 | 11,570 | 24.8 | 42.8 | 4,960 | H30.4 |
| 天草市 | 89,065 | 490 | 3 | 9,990 | 20.4 | 44.9 | 4,487 | (H31.2) |
| 宇佐市 | 56,277 | 496 | 6 | 12,300 | 24.8 | 43.0 | 5,300 | (H32.3) |
| 朝倉市 | 55,751 | 477 | 5 | 9,000 | 18.9 | 50.0 | 4,500 | (H32.3) |
| 平均 | | | 5 | 10,760 | 22.6 | 43.8 | 4,687 | |

※ 想定職員数は、臨時・非常勤職員を含む。

※ 日向市、宇佐市、朝倉市の面積については、基本構想等の数値による。

※ 宇佐市の延床面積は、一部継続利用部分を含む。

(2) 財源

複合新庁舎（本庁舎）の建設費用の財源は、主に基金や合併推進債等の活用を予定しています。合併推進債は、現行では平成36年度まで活用でき、起債対象事業費の90%に財源として充てることができるうえ、その元利償還金の40%が地方交付税の算定における基準財政需要額に算入される有利な地方債です。起債対象事業費のうち合併推進債が充当されない10%については、庁舎建設基金等を充当します。また、起債対象外経費については、他の有利な地方債の活用と併せ、環境対策をはじめとした国の補助金等を模索することで、財政負担の軽減に努めます。

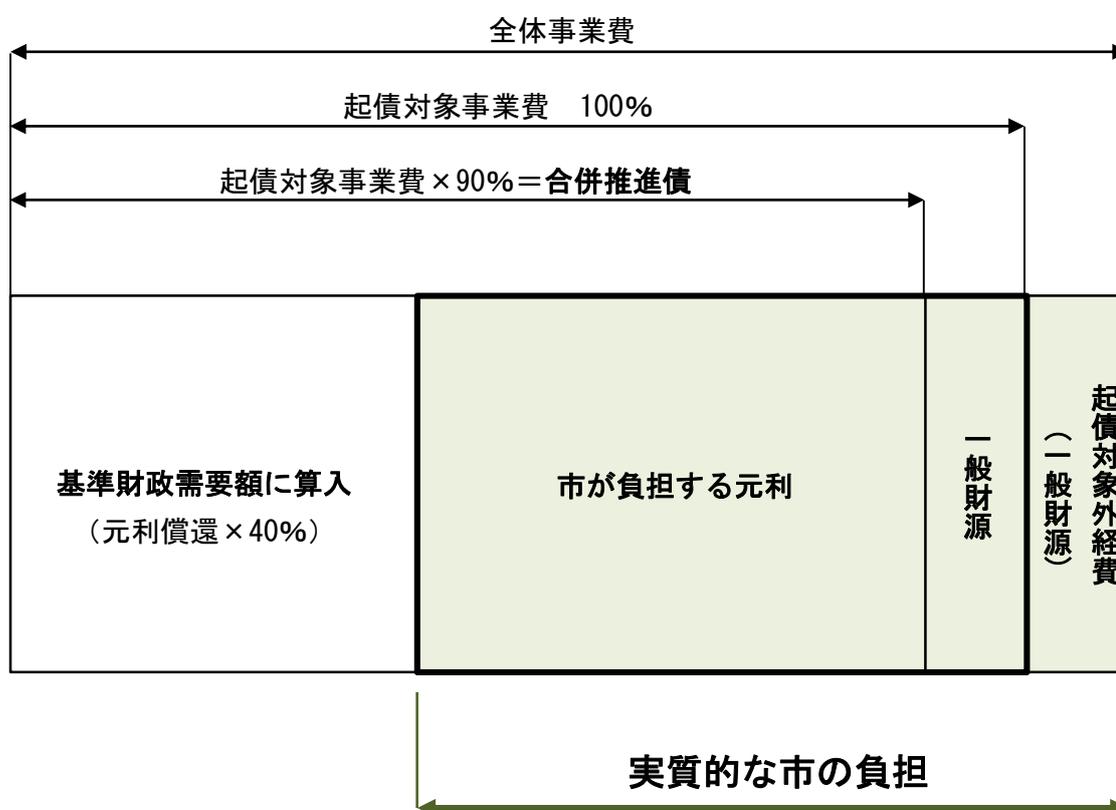


図 9-2 合併推進債のイメージ

(3) 事業手法

事業手法については、大きく分けて従来型手法（従来（直営）方式）と民間活力活用手法の2つが考えられます。

従来型手法は、一般的に設計・施工・維持管理を分離して発注する方式のことをいいます。

民間活力活用手法には、設計・施工・維持管理・運営を一括して発注する方式や、公設民営（指定管理者）方式、PFI方式、リース方式等があります。

複合新庁舎（本庁舎）の事業手法については、1. 災害時の司令塔となる防災拠点施設を早急に整備する必要があること、2. 合併推進債の活用等による財政支出の縮減が可能なこと、建設時には、3. 始良市立地適正化計画や始良市公共施設再配置基本計画との整合を図りつつ、まちづくりの拠点施設として市民ニーズを反映しながら計画を進めることができること、4. 多くの民間事業者・地元事業者の参画が期待されること、また、建設後においては、5. 災害等、想定外の状況が発生した際にも、柔軟な庁舎運営が行えることなどを考慮して「従来型手法」が望ましいといえます。

表9-2 事業手法比較表

| 比較項目 | 従来(直営)方式 | DB方式 ²⁰ | DBO方式 ²¹ | PFI方式 ²² |
|----------------------------------|---|--|--|--|
| 1 防災拠点施設の早急な整備（設計者選定から整備完了までの期間） | 約4年10か月 設計者の選定から竣工まで最も短期間で完了 | 約5年5か月 事業者選定準備から選定までの期間が長く、従来方式に比べ時間がかかる | 約5年5か月 事業者選定準備から選定までの期間が長く、従来方式に比べ時間がかかる | 約6年5か月 事業者選定準備から選定までの期間が非常に長く、従来方式に比べ最も時間がかかる |
| 2 合併推進債活用の可否 | 活用可能 対象事業費のうち90%まで財源として活用できる | 活用可能 対象事業費のうち90%まで財源として活用できる | 活用可能 対象事業費のうち90%まで財源として活用できる | 活用不可 PFI事業を合併推進債の対象事業にはできない |
| 3 市民ニーズの反映のしやすさ | 反映しやすい 設計期間中に市民の意見を聞き、計画に反映しやすい | 反映されにくい 設計・建設とも性能発注となるため、事業費に影響する意見は反映されにくい | 反映されにくい 設計・建設とも性能発注となるため、事業費に影響する意見は反映されにくい | 反映されにくい 設計・建設とも性能発注となるため、事業費に影響する意見は反映されにくい |
| 4 民間・地元事業者の参画のしやすさ | 参画しやすい 設計・施工・維持管理を分離して発注することで、地元事業者が参画しやすい | 参画しにくい 設計・施工を一括して発注することから、地元事業者が参画しにくい | 参画しにくい 設計・施工・維持管理を一括して発注することから、地元事業者が参画しにくい | 参画しにくい 設計・施工・維持管理・運営を一括して発注することから、地元事業者が参画しにくい |
| 5 災害時等の柔軟な運営のしやすさ | 運営しやすい 運営主体は発注者となるため、災害時等の柔軟な運営がしやすい | 運営しやすい 運営主体は発注者となるため、災害時等の柔軟な運営がしやすい | 運営しにくい 事業契約時に災害時等の運用について取決めを行う必要があり、災害時等の柔軟な運営はしにくい | 運営しにくい 事業契約時に災害時等の運用について取決めを行う必要があり、災害時等の柔軟な運営はしにくい |

(4) 設計者の選定手法

基本計画策定後は、実際に設計業務を委託する設計者を選定し、基本設計及び実施設計を進めていくこととなります。設計者選定に係る基本的な考え方は次のとおりです。

ア 公平性の確保

複合新庁舎（本庁舎）の設計は、その事業規模の大きさから、設計者が恣意的に選定されることなく、参加を希望する設計者を公平に扱う必要があります。

イ 透明性の確保

設計者の選定過程やその結果の公表など、透明かつ明瞭に選定する必要があります。

ウ 客観性の確保

設計者の選定に関する第三者組織の設置や評価基準の設定など、選定に係る事項について客観的に判断する必要があります。

設計者の代表的な選定方法には、下表のとおり3つの方式があります。

表9-3 設計者選定方式

| 設計者選定方式 | | 選定基準 | 特徴 | 導入事例(実施年) |
|---------|--------------------|---|--|---|
| ア | プロポーザル方式 (技術提案) | 最も技術力のある設計者 ・実施方針、設計体制 ・実績 ・技術提案 ・ヒアリングによる総合評価 | ・ヒアリングによる総合評価が可能 ・発注者との共同作業により設計を進めることができる ・基本設計段階で発注者意見の反映が可能 ・事前の判定基準の準備要 | ・玉名市庁舎 (熊本県 H19) ・延岡市庁舎 (宮崎県 H23) ・出水市庁舎 (鹿児島県 H24) ・飯塚市庁舎 (福岡県 H24) ・日向市庁舎 (宮崎県 H25) ・小林市庁舎 (宮崎県 H25) ・人吉市庁舎 (熊本県 H28) ・八代市庁舎 (熊本県 H28) |
| イ | コンペ方式 (設計競技) | 最も優秀な設計提案 ・設計案 | ・高度な審査が必要で時間がかかる ・参加費の支払いが生じる ・選定後は発注者意見の反映が難しい | ・立川市庁舎 (東京都 H17) ・燕市庁舎 (新潟県 H21) ・日立市庁舎 (茨城県 H25) ・旧尾上町役場庁舎(青森県 H7) |
| ウ | 入札方式 | 最も安価な設計者 ・入札金額 | ・提案内容やデザイン力等が比較評価できない | ・みよし市庁舎 (愛知県 H20) ・朝倉市庁舎 (福岡県 H28) |

複合新庁舎（本庁舎）の設計者選定に当たっては、公平性、透明性、客観性の確保を重視する必要があります。提案内容をはじめ設計者の資質や能力も含めて審査できること、さらに、発注者や市民等の意向を反映することができるなど、設計段階で発注者と設計者の連携が十分に可能であること、また、社会情勢の変化などにも柔軟に対応できることなど、総合的な観点から設計者の選定方式は「プロポーザル方式」が望ましいといえます。

5 複合新庁舎（本庁舎）建設の事業スケジュール

複合新庁舎（本庁舎）建設の事業スケジュールについては、熊本地震の発生を受け、防災拠点としての機能整備を優先する必要性があることから、できる限り早期に整備を行うこととし、平成34年度中の供用開始を目標とします。

表9-4 複合新庁舎（本庁舎）建設の事業スケジュール

| | 平成 29年度 (2017) | 平成 30年度 (2018) | 平成 31年度 (2019) | 平成 32年度 (2020) | 平成 33年度 (2021) | 平成 34年度 (2022) | 平成 35年度 (2023) |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 基本構 想・計画 策定 | ■ | | | | | | |
| 基本・実 施設計 | | ■ | | | | | |
| 建設工事 | | | | | ■ | | |

※現段階での予定であり、変更になることがあります。

²⁰ **DB方式**：Design Build の略。民間事業者（企業又は企業グループ）が施設の設計、建設を一括して行う事業方式のこと。

²¹ **DBO方式**：Design Build Operate の略。民間事業者（企業グループ）が施設の設計、建設、維持管理、運営など事業の実施に係る全ての業務を一括して行う事業方式のこと。

²² **PFI方式**：Private Finance Initiative の略。民間事業者（企業グループ）が施設整備に係る資金調達、施設の設計、建設、維持管理、運営など事業の実施に係る全ての業務を行う事業方式のこと。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく手続きが必要となる。

第 10 章 複合新庁舎建設検討の経緯

1 検討体制

複合新庁舎建設に関する検討体制は、次の図のとおりです。

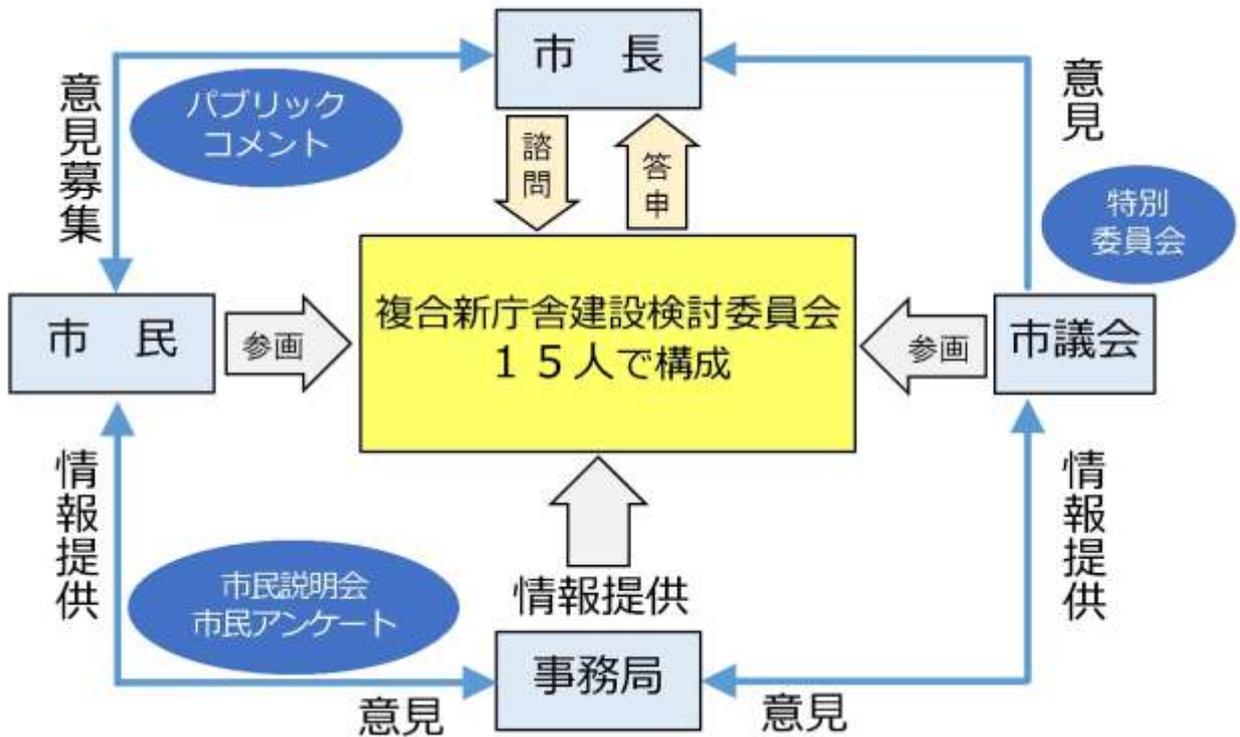


図 10-1 検討体制のイメージ

2 複合新庁舎建設検討委員会

複合新庁舎の建設に関する基本的な事項を審議するため、始良市複合新庁舎建設検討委員会条例（平成 29 年始良市条例第 9 号）に基づき設置しました。

同委員会は、複合新庁舎建設に係る市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画等の策定に関する事項及び、複合新庁舎建設に関し必要と認める事項を調査審議し、その結果を答申します。

3 複合新庁舎建設庁内検討委員会

(1) 複合新庁舎建設庁内検討委員会

複合新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、平成 26 年度に設置しました。

具体的には、複合新庁舎建設基本構想及び基本計画に関すること、及びその他複合新庁舎建設に必要な事項に関することを所掌事項とします。

(2) 複合新庁舎建設庁内検討委員会作業部会

庁内検討委員会の所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行なうため、平成 27 年度に設置しました。

(3) 職員ワーキンググループ

複合新庁舎建設庁内検討委員会作業部会が、主として複合新庁舎に導入すべき機能に関する特定の課題を個別かつ具体的に調査及び研究するため、平成 29 年度に専門別のワーキンググループ（以下「WG」といいます。）を設置しました。

WG の名称と所掌事項は次のとおりです。

ア 市民サービスWG

複合新庁舎の案内機能、窓口機能、相談機能及びその他市民サービスに係る事項。

イ 事務管理WG

執務機能、会議・打合せスペース、書庫・倉庫、議会機能、福利厚生及びその他事務管理に係る事項。

ウ 危機管理WG

防災対策・災害対策本部機能、行政情報・個人情報のセキュリティ対策及びその他危機管理に係る事項。

エ アクセス道路WG

複合新庁舎及び駐車場周辺の交通状況及びアクセス道路に係る事項。

オ 市民交流WG

市民交流スペース、会議室の市民開放、飲食スペース及び市民交流に係る事項。

4 市民説明会

(1) 市民説明会の目的

複合新庁舎整備事業は予算及び事業規模ともに大きく、事業を進める際には、何かを決定した後の変更が容易ではありません。このことから、市の説明責任を果たすため、始良市複合新庁舎建設検討委員会からの中間報告や答申の内容やこれまでの検討経緯など、当該事業について広く市民に周知することを目的とします。

(2) 開催日時及び開催場所

開催日時、開催場所及び参加人数は次のとおりです。

ア 複合新庁舎建設に関する市民説明会

始良市複合新庁舎建設検討委員会からの中間報告を受けて、表 10-1 のとおり開催しました。

表 10-1 複合新庁舎建設に関する市民説明会

| 日 時 | 場 所 | 参加人数 |
|------------------------------|---------|------|
| 平成29年 8 月28日（月） 19:00～20:20 | 加音ホール | 84 |
| 平成29年 8 月29日（火） 19:00～20:20 | 始良公民館 | 49 |
| 平成29年 8 月30日（水） 19:00～20:30 | 重富地区公民館 | 51 |
| 平成29年 8 月31日（木） 19:00～20:00 | 山田地区公民館 | 22 |
| 平成29年 9 月 1 日（金） 19:00～20:40 | 蒲生公民館 | 67 |
| 合計 | | 273 |

イ 始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（原案）についての市民説明会

始良市複合新庁舎建設検討委員会からの答申を受け、表 10-2 のとおり開催しました。

表 10-2 始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（原案）についての市民説明会

| 日 時 | 場 所 | 参加人数 |
|------------------------------|----------|------|
| 平成30年 2 月 9 日（金） 19:00～19:47 | 加音ホール | 22 |
| 平成30年 2 月10日（土） 13:30～14:16 | イオンタウン始良 | 30 |
| 平成30年 2 月10日（土） 19:00～19:58 | イオンタウン始良 | 8 |
| 平成30年 2 月13日（火） 19:00～19:45 | 始良公民館 | 8 |
| 平成30年 2 月14日（水） 19:00～19:58 | 重富地区公民館 | 10 |
| 平成30年 2 月15日（木） 19:00～19:40 | 山田地区公民館 | 11 |
| 平成30年 2 月16日（金） 19:00～20:00 | 蒲生公民館 | 35 |
| 合計 | | 124 |

(3) 市の出席者

市長 笹山 義弘
副市長 久保 力、西井上 洋子
総務部長 恒見 良一
財政課、都市計画課、行政管理課（事務局）

5 市民アンケート

市民が庁舎をどのように利用しているのか、また庁舎に何を求めているのかなどを詳しく調査するため、「始良市複合新庁舎建設に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要と調査結果は次のとおりです。

(1) 調査の概要

- ア 調査対象 始良市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 人
- イ 抽出方法 世代間の偏りを調整後、無作為抽出
- ウ 調査方法 郵送配布、郵送回収またはインターネットによる回答

- エ 回収数 1,129 票 (回収率 37.6%)
 オ 調査期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 29 日

(2) アンケートの質問と調査結果

アンケートの質問と調査結果は始良市複合新庁舎建設に関するアンケート調査結果報告書にとりまとめています。

6 パブリックコメント

始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画を策定するにあたり、始良市パブリックコメント実施要綱に基づき市民に多様な意見等を求め、計画に反映することを目的に実施しました。実施の概要と集計結果は次のとおりです。

(1) 実施期間

平成 30 年 2 月 8 日 (木) から平成 30 年 3 月 9 日 (金) まで

(2) 始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画(原案)の閲覧場所及び意見募集様式設置場所

- ・本庁舎 情報公開コーナー及び行政管理課
- ・加治木総合支所ロビー及び加治木地域振興課
- ・蒲生総合支所ロビー及び蒲生地域振興課
- ・始良市ホームページ

(3) 集計結果

意見の提出方法、提出人数及び意見の数は表 10-3 のとおりです。なお、意見募集の実施結果と市の考え方については資料編にとりまとめています。

表 10-3 意見募集の集計結果

| 提出方法 | 提出人数 (人) | 意見件数 (件) |
|---------------|----------|----------|
| 持参 | | |
| 郵送 | | |
| ファクス | | |
| 電子メール | 1 | 4 |
| インターネット入力フォーム | 4 | 12 |
| 合計 | 5 | 16 |